

第8回 徳島県東部・南部流域治水協議会
令和7年度 徳島県東部・南部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会
水災害に関する減災会議

日時：令和7年5月14日（水）14：00～
場所：県庁11階 講堂（Web会議併用）

次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）流域治水協議会の取組状況について …【資料1】

（2）大規模氾濫減災対策協議会の取組状況について …【資料2】

（3）水災害に関する減災会議について …【資料3】

（4）意見交換

3. 閉 会

第8回徳島県東部・南部流域治水協議会 / 令和7年度徳島県東部・南部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会 / 水災害に関する減災会議

日時： 令和7年5月14日（水） 14時00分から

場所： 県庁11階 講堂

○構成員

No.	所属	東部 流域治水協議会	南部 流域治水協議会	東部 減災協議会	南部 減災協議会	水災害に関する 減災会議	出席者			
							構成員	役職名	氏名	参加形式
1	四国地方整備局 徳島河川国道事務所長					●	四国地方整備局 徳島河川国道事務所長（代理）	副所長	相田 晴美	対面
2	四国地方整備局 那賀川河川事務所長					●	四国地方整備局 那賀川河川事務所長		北川 誠純	対面
3	森林整備センター 徳島水源林整備事務所長	●	●				森林整備センター 徳島水源林整備事務所長（代理）	係長	齋藤卓也	ウェブ
4	四国森林管理局 徳島森林管理署長	●	●				四国森林管理局 徳島森林管理署長		一村 道明	対面
5	気象庁 徳島地方気象台長	●	●	●	●		気象庁 徳島地方気象台長		小島 豊	対面

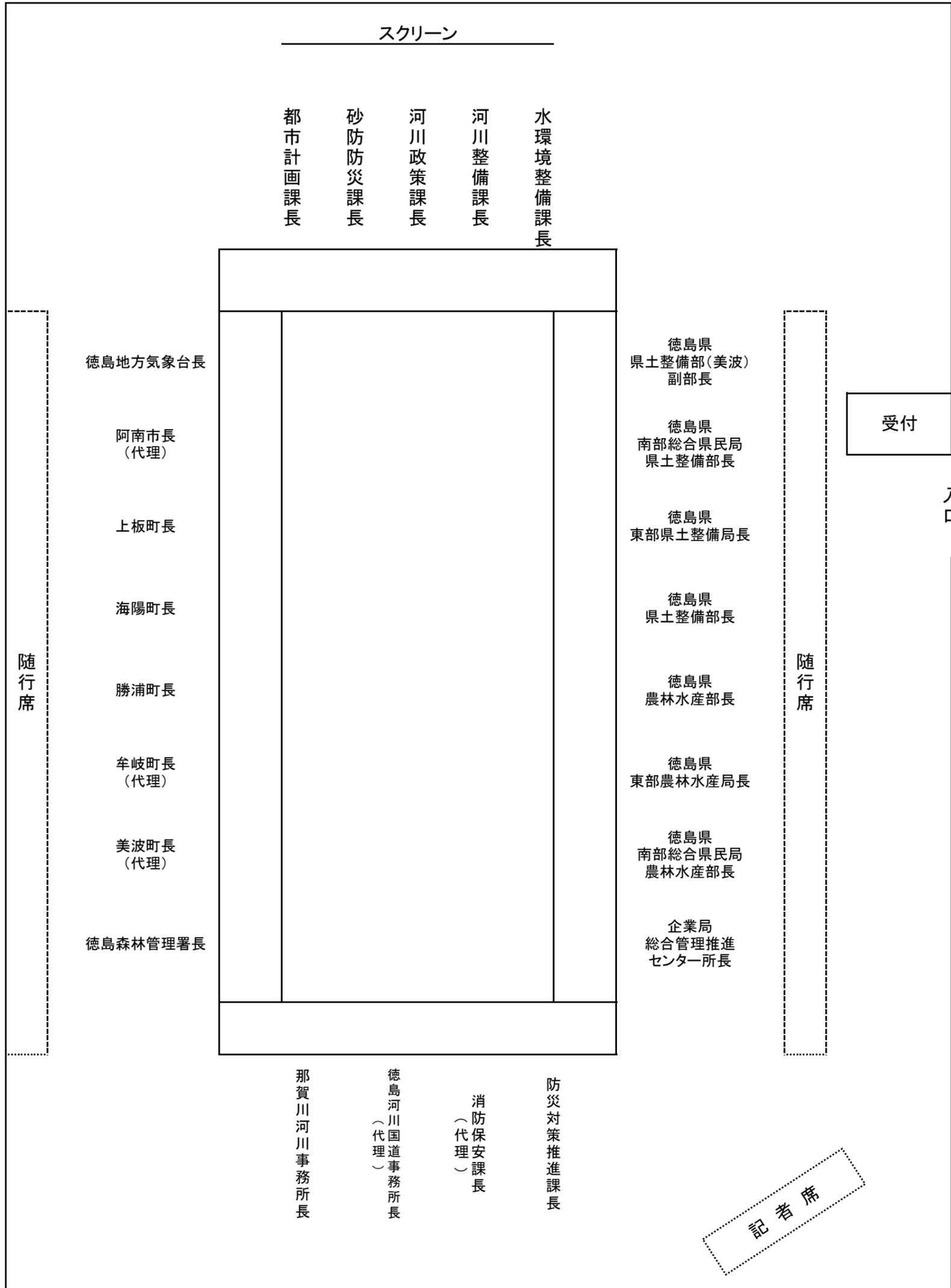
6	徳島市長	●		●		●	徳島市長（代理）	都市建設部長	久米 健仁	ウェブ
7	鳴門市長	●		●		●	鳴門市長（代理）	危機管理局参事官	川邊 伊都子	ウェブ
8	小松島市長	●		●		●	小松島市長（代理）	危機管理部長	尾山 正	ウェブ
9	阿南市長		●		●	●	阿南市長（代理）	副市長	平井 琢二	対面
10	吉野川市長					●	吉野川市長		原井 敬	ウェブ
11	阿波市長					●	阿波市長（代理）	部長	森友 邦明	ウェブ
12	美馬市長					●	美馬市長（代理）	危機管理課長	松浦 英之	ウェブ
13	三好市長					●	三好市長（代理）	副市長	北川 政宏	ウェブ
14	勝浦町長	●		●		●	勝浦町長		野上 武典	対面
15	上勝町長	●		●		●	上勝町長（代理）	総務課長	久保 昌弘	ウェブ
16	佐那河内村長					●	佐那河内村長（代理）	副村長	益田 英栄	ウェブ
17	石井町長					●	石井町長（代理）	副町長	阿部 龍裕	ウェブ
18	神山町長					●	神山町長（代理）	課長	河野 和弘	ウェブ
19	那賀町長					●	那賀町長（代理）	防災課長	根木屋 彰文	ウェブ
20	牟岐町長		●		●	●	牟岐町長（代理）	危機管理監	白木 健治	対面
21	美波町長		●		●	●	美波町長（代理）	建設課長	濱 隆宏	対面
22	海陽町長		●		●	●	海陽町長		三浦 茂貴	対面
23	松茂町長					●	松茂町長（代理）	危機管理課長	山口 高史	ウェブ
24	北島町長					●	北島町長（代理）	副町長	藤本 宏	ウェブ
25	藍住町長					●	藍住町長（代理）	副町長	河原 英治	ウェブ
26	板野町長					●	板野町長（代理）	副町長	東根 弘幸	ウェブ
27	上板町長					●	上板町長		松田 卓男	対面
28	つるぎ町長					●	つるぎ町長（代理）	副町長	古城 忠美	ウェブ
29	東みよし町長					●	東みよし町長（代理）	副町長	川原 誠男	ウェブ

(徳島県)

30	県土整備部長	●	●	●	●	●	県土整備部長		新濱 光夫	対面
31	河川整備課長	●	●			●	河川整備課長		香川 忠司	対面
32	河川政策課長			●	●	●	河川政策課長		山本 英史	対面
33	砂防防災課長					●	砂防防災課長		姫氏原 健司	対面
34	水環境整備課					●	水環境整備課長		細岡 卓也	対面
35	都市計画課					●	都市計画課長		山下 賢志	対面
36	防災対策推進課長			●			防災対策推進課長		明星 康信	対面
37	消防保安課長			●			消防保安課長（代理）	係長	土肥 奈穂子	対面
38	企業局 総合管理推進センター所長			●			企業局 総合管理推進センター所長		河野 寛	対面
39	東部県土整備局 県土整備局長	●		●			東部県土整備局 県土整備局長		遠藤 守彦	対面
40	南部総合県民局 県土整備部長		●				南部総合県民局 県土整備部長		原田 直樹	対面
41	南部総合県民局 県土整備部（美波）副部長				●		南部総合県民局 県土整備部（美波）副部長		鈴木 賢司	対面
42	南部総合県民局 地域創生防災部長				●		南部総合県民局 地域創生防災部長		杉本 孝誠	ウェブ
43	農林水産部長	●	●				農林水産部長		里 圭一郎	対面
44	東部農林水産局長	●					東部農林水産局長		柿原 蔵	対面
45	南部農林水産部長		●				南部農林水産部長		林 秀典	対面

第8回 徳島県東部・南部流域治水協議会
令和7年度 徳島県東部・南部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会
水災害に関する減災会議 配席図

徳島県庁11階 講堂



第 8 回徳島県東部・南部流域治水協議会 資料

(p.1～p.56)

- 【東部・南部】流域治水協議会 規約（案） . . . 資料 1 - 1
- 【東部・南部】流域治水プロジェクトの進捗状況について . . . 資料 1 - 2
- 【東部・南部】県及び関係機関の取組状況について . . . 資料 1 - 3
- 【東部・南部】流域治水の見える化 . . . 資料 1 - 4

流域治水協議会 規約 (案)

徳島県東部流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「徳島県東部流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、徳島県東部において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。
2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 本会議を進めていくにあたり、その他の関係機関についても、協議会の同意を得て、構成員またはオブザーバーとして追加できるものとする。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に、幹事会を置く。
2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告するものとする。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
1 徳島県東部で行う流域治水の全体像の共有と検討。
2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2 事務局は、徳島県県土整備部河川整備課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年1月22日から施行する。

本規約は、令和3年8月27日から施行する。

本規約は、令和4年2月 3日から施行する。

本規約は、令和4年5月30日から施行する。

本規約は、令和5年6月 9日から施行する。

本規約は、令和6年5月22日から施行する。

本規約は、令和7年5月14日から施行する。

別表－1

徳島県東部流域治水協議会 構成員 オブザーバー

機 関	構 成 員
徳 島 市	徳島市長
鳴 門 市	鳴門市長
小松島市	小松島市長
勝 浦 町	勝浦町長
上 勝 町	上勝町長
森林整備センター 徳島水源林整備事務所	徳島水源林整備事務所長
徳 島 県	農林水産部長
	東部農林水産局長
	県土整備部長
	東部県土整備局長

機 関	オブザーバー
四国森林管理局 徳島森林管理署	四国森林管理局 徳島森林管理署長
徳島地方气象台	徳島地方气象台長

徳島県東部流域治水協議会 幹事会

機 関	幹 事 会
森林整備センター 徳島水源林整備事務所	徳島水源林整備事務所 係長
徳 島 県	防災対策推進課長
	経済産業政策課長
	林業振興課長
	農山漁村振興課長
	生産基盤課長
	森林土木・保全課長
	建設管理課長
	都市計画課まちづくり室長
	河川整備課長
	砂防防災課長
	水環境整備課長
	港湾政策課長
徳 島 市	農林水産課長
	耕地課長
	都市建設政策課長
	河川水路課長
	危機管理課長
鳴 門 市	まちづくり課長
	土木課長
	農林水産課長
	危機管理局参事官
小松島市	都市整備課長
	まちづくり推進課長
	農林水産課長
	危機管理政策課長
勝 浦 町	農業振興課長
	建設課長
	総務防災課長
上 勝 町	産業課長
	建設課長
	総務課長
防災団体等	(必要に応じて)

徳島県南部流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「徳島県南部流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、徳島県南部において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。
2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 本会議を進めていくにあたり、その他の関係機関についても、協議会の同意を得て、構成員またはオブザーバーとして追加できるものとする。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に、幹事会を置く。
2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告するものとする。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
1 徳島県南部で行う流域治水の全体像の共有と検討。
2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2 事務局は、徳島県県土整備部河川整備課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年1月22日から施行する。

本規約は、令和3年8月30日から施行する。

本規約は、令和4年2月 3日から施行する。

本規約は、令和4年5月31日から施行する。

本規約は、令和5年6月 9日から施行する。

本規約は、令和6年5月22日から施行する。

本規約は、令和7年5月14日から施行する。

別表－1

徳島県南部流域治水協議会 構成員 オブザーバー

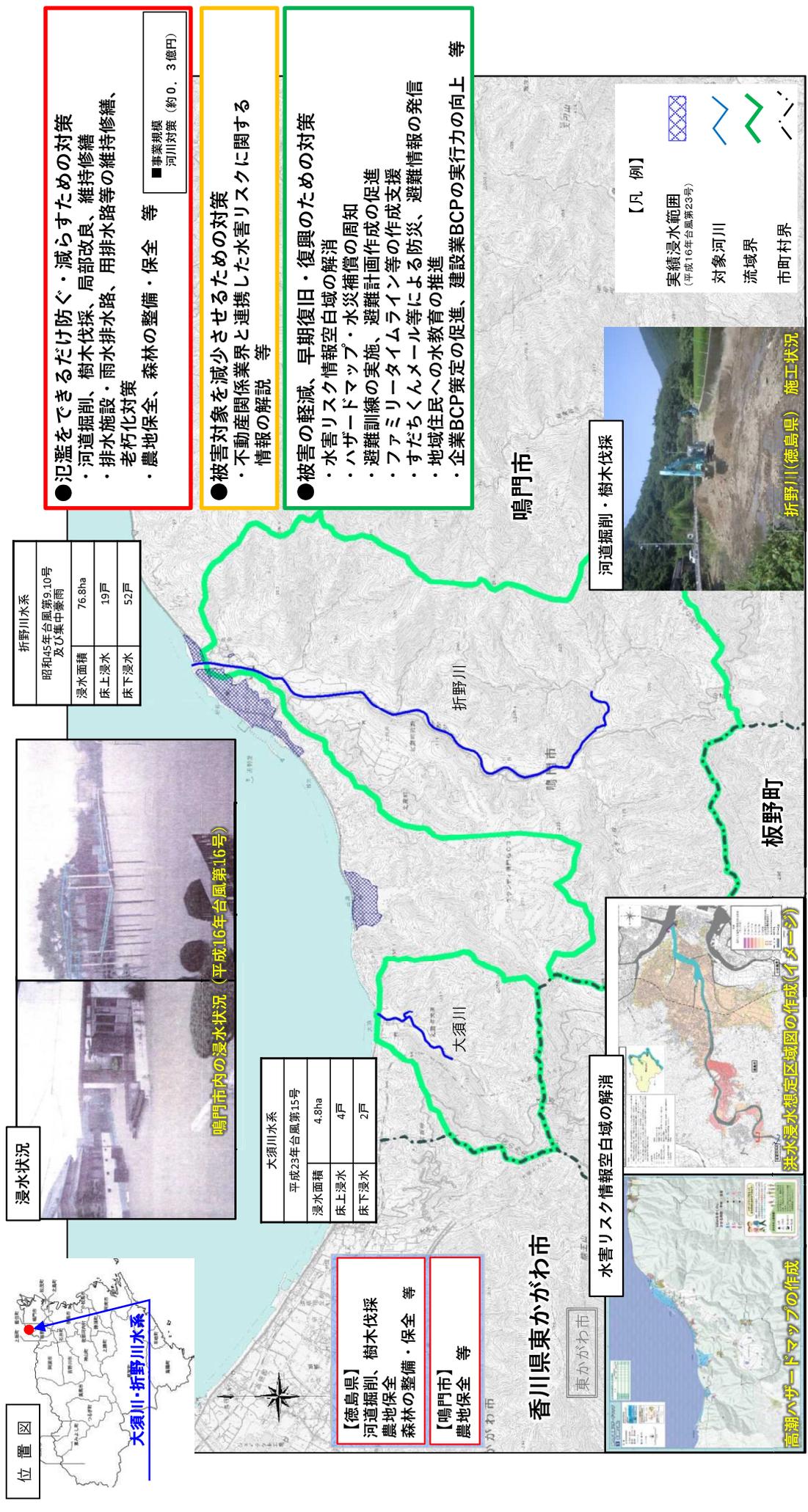
機 関	構 成 員
阿 南 市	阿南市長
牟 岐 町	牟岐町長
美 波 町	美波町長
海 陽 町	海陽町長
四国森林管理局 徳島森林管理署	四国森林管理局 徳島森林管理署長
森林整備センター 徳島水源林整備事務所	森林整備センター 徳島水源林整備事務所長
徳 島 県	農林水産部長
	南部総合県民局 農林水産部長
	県土整備部長
	南部総合県民局 県土整備部長
機 関	オブザーバー
徳島地方気象台	徳島地方気象台長

徳島県南部流域治水協議会 幹事会

機 関	幹 事 会
四国森林管理局 徳島森林管理署	徳島森林管理署 次長
森林整備センター 徳島水源林整備事務所	徳島水源林整備事務所 係長
徳 島 県	防災対策推進課長
	経済産業政策課長
	林業振興課長
	農山漁村振興課長
	生産基盤課長
	森林土木・保全課長
	建設管理課長
	都市計画課まちづくり室長
	河川整備課長
	砂防防災課長
	水環境整備課長
	港湾政策課長
阿 南 市	農林水産課長
	農地整備課長
	土木課長
	都市政策課長
	下水道課長
	危機管理課長
	広域連携事業課長
牟 岐 町	産業課長
	建設課長
	総務課長
美 波 町	産業振興課長
	建設課長
	消防防災課長
海 陽 町	建設防災課長
	産業振興課長
防災団体等	(必要に応じて)

流域治水プロジェクトの進捗状況について

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策※を行い、被害の軽減を図る。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください)
「電子地形図25000 (国土地理院) に実績浸水範囲を追記して作成」

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、明神川水系の年超過確率1/30の規模の洪水※1を安全に流すとともに、大浦川水系・榎木川水系・栗田川水系に、過去の浸水被害を踏まえ、浸水被害の軽減を図る。あわせて、高潮対策やソフト対策等により、流域治水対策※2に取り組み、

位置図



明神川水系・大浦川水系
榎木川水系・栗田川水系

大浦川水系	
昭和51年9月台風第17号と豪雨	
浸水面積	4.0km ²
床上浸水	7戸
床下浸水	8戸

栗田川水系	
昭和45年8月台風第9-10号と豪雨	
浸水面積	39.2km ²
床上浸水	22戸
床下浸水	169戸

【徳島県】
海岸保全施設の整備

榎木川水系	
昭和45年8月台風第9-10号と豪雨	
浸水面積	72.1km ²
床上浸水	12戸
床下浸水	228戸

● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川改修【堤防整備】
- ・事業規模 河川対策 (約1億円)
- ・排水施設の整備
- ・水系内の局所改良、維持補修、河道掘削、樹木伐採
- ・排水施設・雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- ・海岸保全施設の整備
- ・農地保全、森林の整備・保全 等

● 被害対象を減少させるための対策

- ・不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説
- ・市街化調整区域内の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化 等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白域の解消
- ・ハザードマップ・水災補償の周知
- ・水防団等との重要水防団所の点検及び水防訓練
- ・避難訓練の実施、避難計画作成の促進
- ・ファミリータイムライン等の作成の支援
- ・すだちくもんメール等による防災、避難情報の発信
- ・地域住民への水教育の推進
- ・企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上、港湾BCPの推進 等



浸水状況



鳴門市堂浦地区の浸水状況
(令和3年台風第9号)

排水施設の整備



排水ポンプ

【鳴門市】
排水施設の整備

【徳島県】
河川改修【堤防整備】

避難訓練の実施

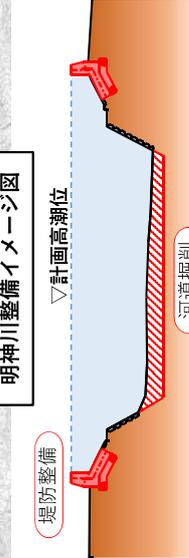


【凡 例】

- 河川整備 (河川改修【高潮1】)
- 実績浸水範囲 (平成16年台風第23号)
- 対象河川
- 流域界
- 市町村界

【鳴門市】
農地保全 等

【徳島県】
河道掘削、樹木伐採
農地保全
森林の整備・保全 等



明神川整備イメージ図
▽計画高潮位

河道掘削

※1毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3.3%)程度である洪水
 ※2具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある

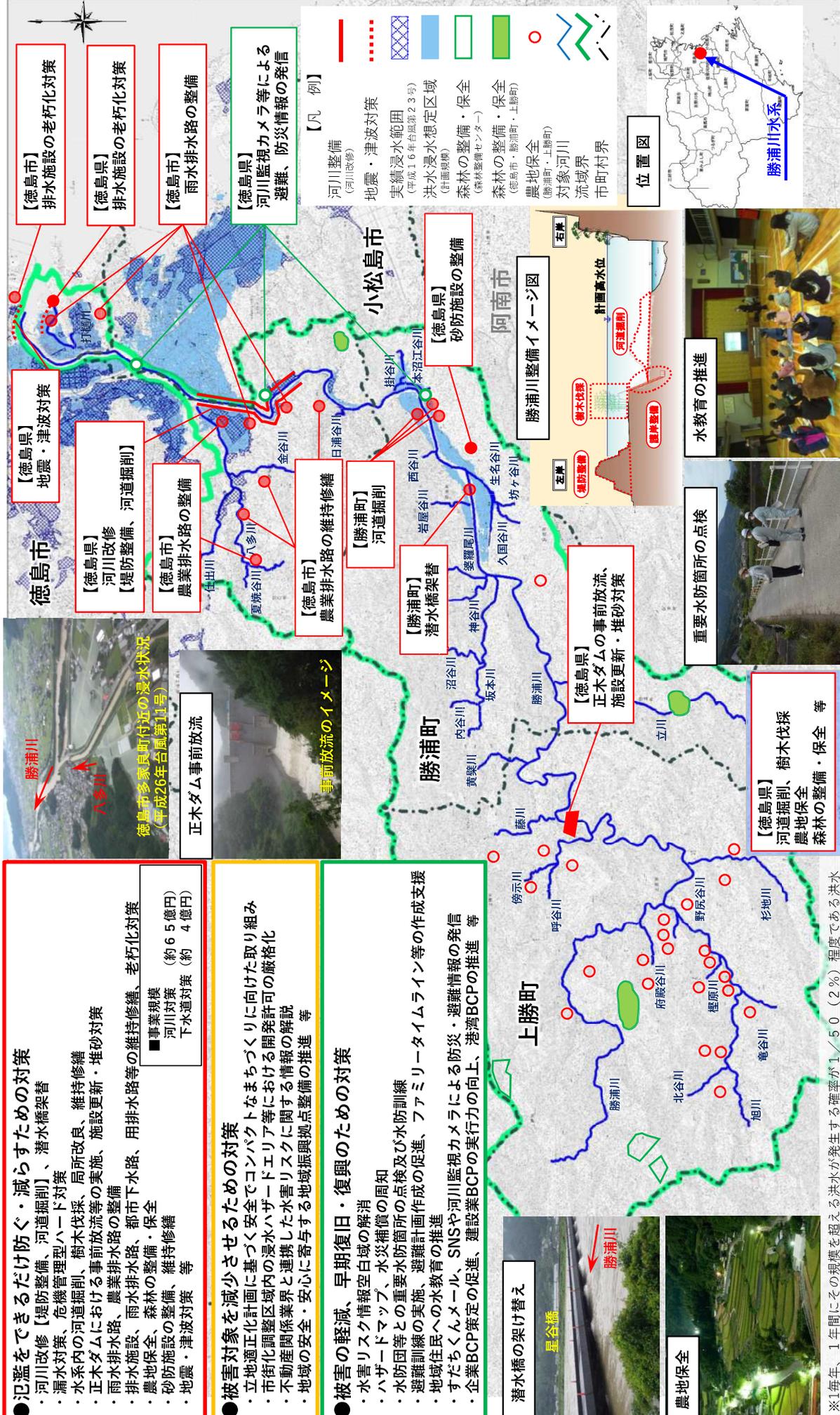
※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください)
 「電子地形図25000(国土地理院)に実績浸水範囲を追記して作成」

R7.5時点 徳島県

勝浦川水系流域治水プロジェクト【位置図】

二級水系東部 流域治水プロジェクト

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、県内最大の流域面積を有する勝浦川水系について、年超過確率1/500の規模の洪水^{※1}を安全に流すとともに、地震・津波対策やソフト対策等により、流域治水対策^{※2}に取り組む。



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川改修（堤防整備、河道掘削）、潜水橋架替
- ・漏水対策、危機管理型ハード対策
- ・水系内の河道掘削、樹木伐採、局所改良、維持修繕
- ・正木ダムにおける事前放流等の実施、施設更新・堆砂対策
- ・雨水排水路、農業排水路の整備
- ・排水施設、雨水排水路、都市下水道、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- ・農地保全、森林の整備・保全
- ・砂防施設の整備、維持修繕
- ・地震・津波対策 等

■事業規模
河川対策（約 6.5 億円）
下水道対策（約 4 億円）

● 被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画に基づく安全でコンパクトなまちづくりに向けた取り組み
- ・市街化調整区域内の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化
- ・不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説
- ・地域の安全・安心に寄与する地域振興拠点整備の推進 等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白域の解消
- ・ハザードマップ、水災補償の周知
- ・水防団等との重要水防箇所の点検及び水防訓練
- ・避難訓練の実施、避難計画作成の促進、ファミリーラウン等の作成支援
- ・地域住民への水教育の推進
- ・すだちくんメール、SNSや河川監視カメラによる防災・避難情報の発信
- ・企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上、港湾BCPの推進 等



※1毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/500（2%）程度である場合がある
※2具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある

※ロードマップについては修正なし（HPをご確認ください）「電子地形図25000（国土地理院）に実績浸水範囲を追記して作成」

神田瀬川水系流域治水プロジェクト【位置図】

R7.5時点
徳島県

～ 都市と田園がおりなり二級河川・神田瀬川の流域治水 ～

二級水系東部
流域治水プロジェクト

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策を行い、被害の軽減を図る。なお、神田瀬川水系については、年超過確率1/5の規模の洪水※2を安全に流す取り組みを推進する。

● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川改修【流下能力の確保】
- 河道掘削、樹木伐採、局部改良、維持修繕
- 公共下水道の整備
- 排水施設、公共下水道、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- 海岸保全施設の整備
- 農地保全、森林の整備・保全等

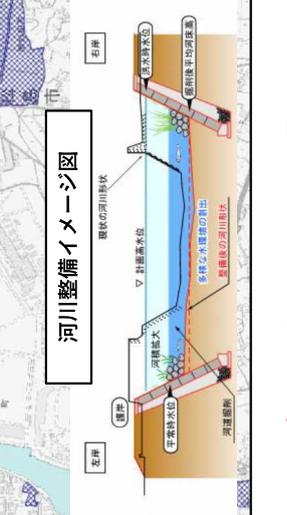
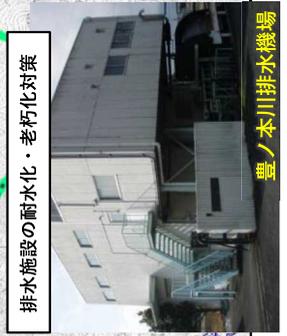
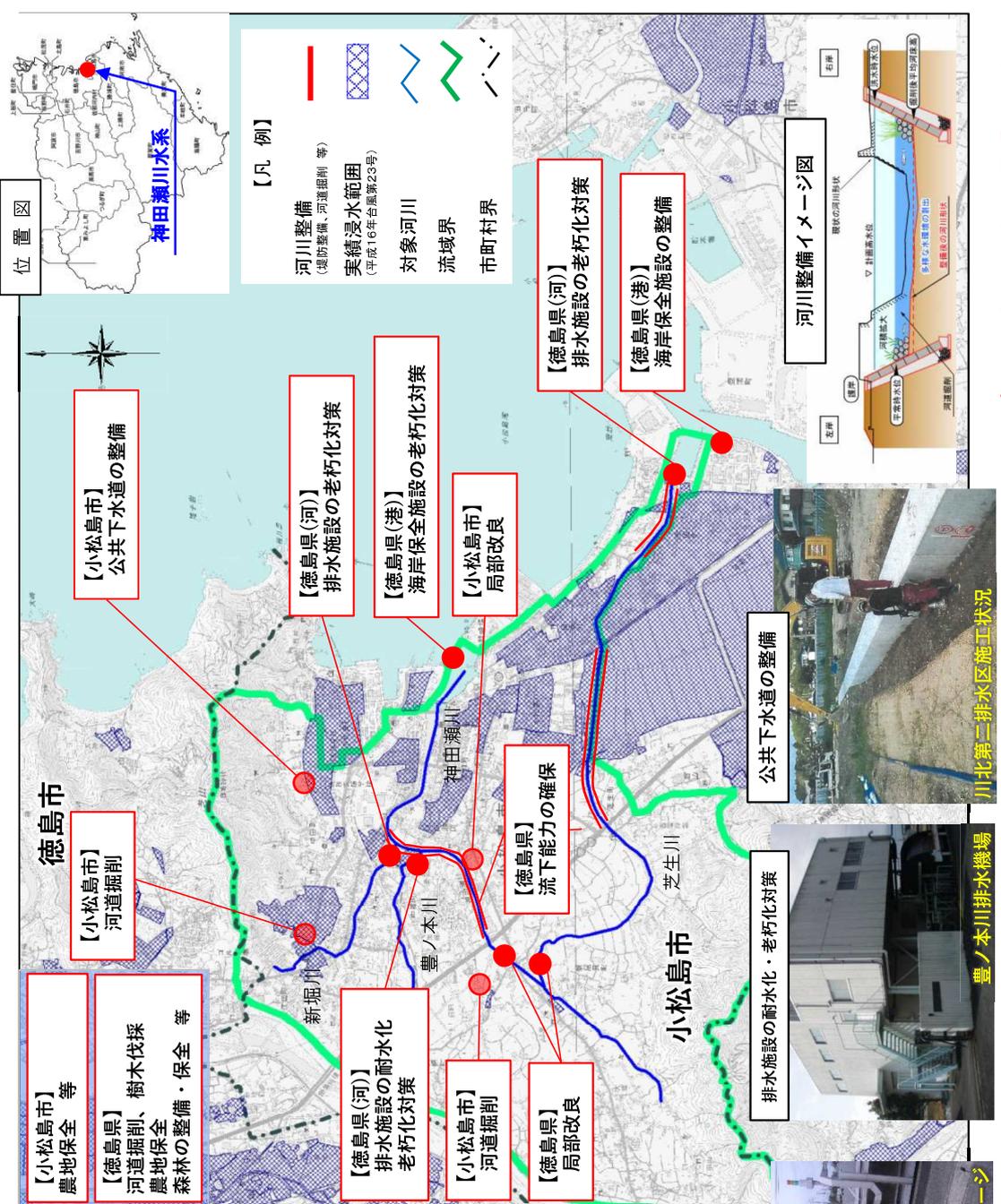
■事業規模
河川対策 (約 1.9億円)
下水道対策 (約 0.5億円)

● 被害対象を減少させるための対策

- 立地適正化計画に基づく安全でコンパクトなまちづくりに向けた取り組み
- 市街化調整区域内の浸水ハザードエリア等における許可の厳格化
- 不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 水害リスク情報空白域の解消
- ハザードマップ、水災補償の周知
- 水防団等との重要水防箇所の点検及び水防訓練
- 避難訓練の実施、避難計画作成の促進
- ファミリータイムライン等の作成支援
- 地域住民への水教育の推進
- すだちくんメール、SNSやため池監視カメラ等による防災・避難情報の発信
- 徳島ため池管理支援センターによる、ため池管理者への指導・啓発
- 企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上、港湾BCPの推進等



※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください)
「電子地形図25000 (国土地理院) に実績浸水範囲を追記して作成」

立江川水系・太田川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】
～ お遍路さんが集う二級河川・立江川の流域治水 ～

二級水系東部
流域治水プロジェクト

○立江川・太田川では、上下流、本支川の流域全体を俯瞰し、県・市・地域住民等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】白鷺橋の架け替えの実施など、河川改修を推進し、流下能力の向上を図る。また、水害リスク情報空白域解消に向けた取り組みを実施し、住民の確実な避難を促す。

【中期】河川の治水安全度の更なる向上を図るため、堤防整備、河道掘削を実施し、流域全体の安全性を高める。

取組内容	実施主体	対象水系	短期 (R3～R7年度)	中期 (R8年度以降)
河川改修【堤防整備、河道掘削、橋梁架替】	徳島県	立江川水系	立江川の白鷺橋架け替え及び政所谷川の河川改修を推進	立江川の白鷺橋より上流区間及び政所谷川の河川改修を推進
排水施設の耐水化	徳島県	立江川水系	既存排水施設の耐水化を実施	
局所改良、維持補修、河道掘削、樹木伐採	徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	局所的な改良や河道掘削、樹木伐採、及び河川施設の維持補修を継続して実施	
排水施設、公共下水道の整備	小松島市	立江川水系	金徳第二排水区の雨水管線の整備や和田島地区、恩山寺合川の排水施設の整備を推進	
排水施設、公共下水道、用排水管線の維持修繕、老朽化対策	徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	水門、樋門、排水機場、公共下水道、用排水管線などの維持修繕、老朽化対策を定期的に実施	
ため池や水田を活用した雨水貯留	地域関係者・徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	水田やため池の雨水貯留機能を活用した、防災・減災の取り組みの推進	
ほ場整備による水田の雨水貯留機能の向上や地域排水の改善	地域関係者・徳島県、小松島市、阿南市	太田川水系	和田島地区、黒地地区、 江野島地区 のほ場整備を推進し、農地が持つ雨水貯留機能の発揮や排水設備による地域排水の改善を図る	
農地保全、森林の整備・保全	地域関係者・徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	農地の保全による雨水貯留機能の維持や、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の適切な表層にも資するよう、森林の整備・保全を推進	
海岸保全施設の整備	徳島県	立江川水系 太田川水系	海岸保全施設による高潮による施設被害を防ぐため、海岸保全施設の整備を推進	
立地適正化計画に基づく「安全でコンパクトなまちづくり」に向けた取り組み	小松島市	立江川水系 太田川水系	防災指針を定めた計画に基づき防災・減災対策に取り組む	
市街化調整区域内の水害ハザードエリア等における開発許可の厳格化	徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進など、安全なまちづくりのための防災・減災対策を推進	
土地利用規制等	住民、地域関係者、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	洪水等の氾濫域の土地利用について、被害の拡大を防止することを目的とした規制、届出・動告、誘導等、土地利用に関する制度適用の検討	
地域の安全、安心に資する地域振興拠点整備の推進	小松島市	立江川水系 太田川水系	南海トラフ巨大地震などの災害時に備え、避難場所や防災拠点となる立江郡地区での地域振興拠点の整備を推進	
不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の提供	地域関係者・徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	土地購入者等に対し、水害リスク情報の事前説明を不動産事業者と連携して実施	
水害リスク情報空白域の解消 ハザードマップ、水災情報等の周知	徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	浸水想定区域図等の作成 ハザードマップの作成、水害リスク情報について住民周知に取り組む	
水防団等との重要水防箇所の点検及び水防訓練	地域関係者・徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	水防団等と連携し、重要水防箇所の点検や水防訓練などを定期的に実施	
子どもたちをはじめとする地域住民への水教育の推進 避難訓練の実施 ファミリータイムライン等の作成の支援 迅速な避難のための避難計画作成の支援	住民、地域関係者、教育関係者、医療関係者、徳島県、小松島市、阿南市	立江川水系 太田川水系	要配慮者利用施設における「避難確保計画」や避難行動要支援者の「個別避難計画」など各避難計画策定の支援 避難訓練の実施、「ファミリータイムライン」の作成支援等、住民避難に資する取り組みの推進 イベントや防災出前講座など、水教育を通じて地域の水防力、防災力の向上を図る	
旧・復興のための対策	徳島県、小松島市	立江川水系 太田川水系	「すたらくメール」、「SNS」の活用や、「ため池監視カメラ」等による防災・避難情報の発信	
	地域関係者・徳島県	立江川水系 太田川水系	企業における災害時の事業継続計画「企業BCP」策定の促進	
	地域関係者・徳島県	立江川水系 太田川水系	「避難BCP」の実行力の向上	
	地域関係者・徳島県	立江川水系 太田川水系	「港湾BCP」の推進	
	地域関係者・徳島県	立江川水系 太田川水系	訓練等を実施し、防災時の緊急物資の海上輸送などが継続できるよう、「港湾BCP」の実行力を高め、地域防災力の向上を図る	

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※スケジュールは、今後の事業進捗によって変更となる場合がある

大規模減災減災協議会と重複する取組

菟屋川水系・幾島川水系・落合川水系流域治水プロジェクト【位置図】

R7.5時点
徳島県

二級水系南部
流域治水プロジェクト

～ 阿南平野の低地を流れる二級水系の流域治水 ～

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策を行い、被害の軽減を図る。なお、菟屋川水系については、年超過確率1/30の規模の洪水※2を安全に流す取り組みを推進する。

● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川改修【流下能力の確保】
 - ・危機管理型ハード対策
 - ・河道掘削、樹木伐採、局部改良、維持修繕
- 海岸保全施設の整備
 - ・排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
 - ・ほ場整備
 - ・農地保全

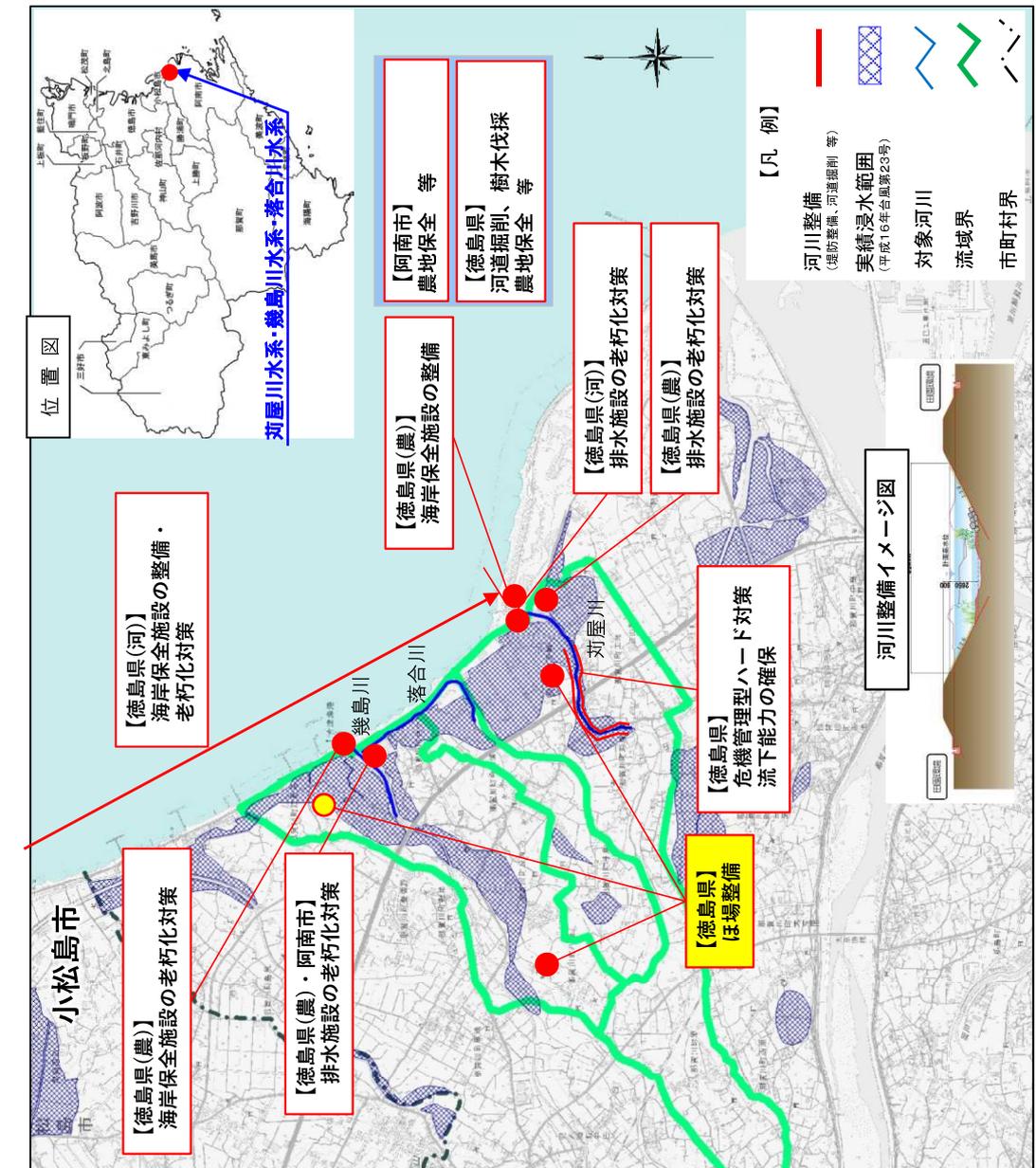
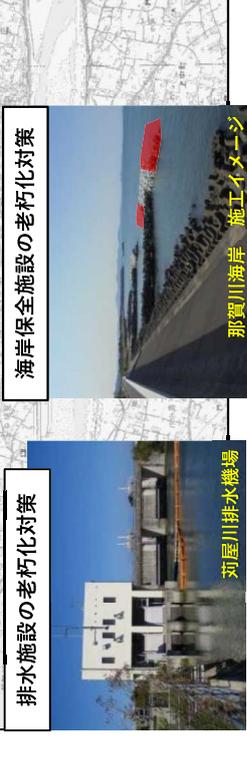
■ 事業規模 河川対策 (約5億円)

● 被害対象を減少させるための対策

- ・不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説
- ・市街化調整区域内の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白域の解消
- ・ハザードマップ・水災補償の周知
- ・避難訓練の実施、避難計画作成の促進
- ・ファミリータイムライン等の作成支援
- ・地域住民への水教育の推進
- ・すだちくんメール等による防災、避難情報の発信
- ・企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上



※1具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある
 ※2毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3.3%)程度である洪水

【電子地形図25000(国土地理院)に実績浸水範囲を追記して作成】

○ 苅屋川水系・幾島川水系・落合川水系では、上下流、本支川の流域全体を俯瞰し、県・市・地域住民等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 河道掘削・樹木伐採をはじめ、危機管理型ハード対策などにより浸水被害の低減を図る。また、水害リスク情報空白域解消に向けた取り組みを実施し、住民の確実な避難を促す。

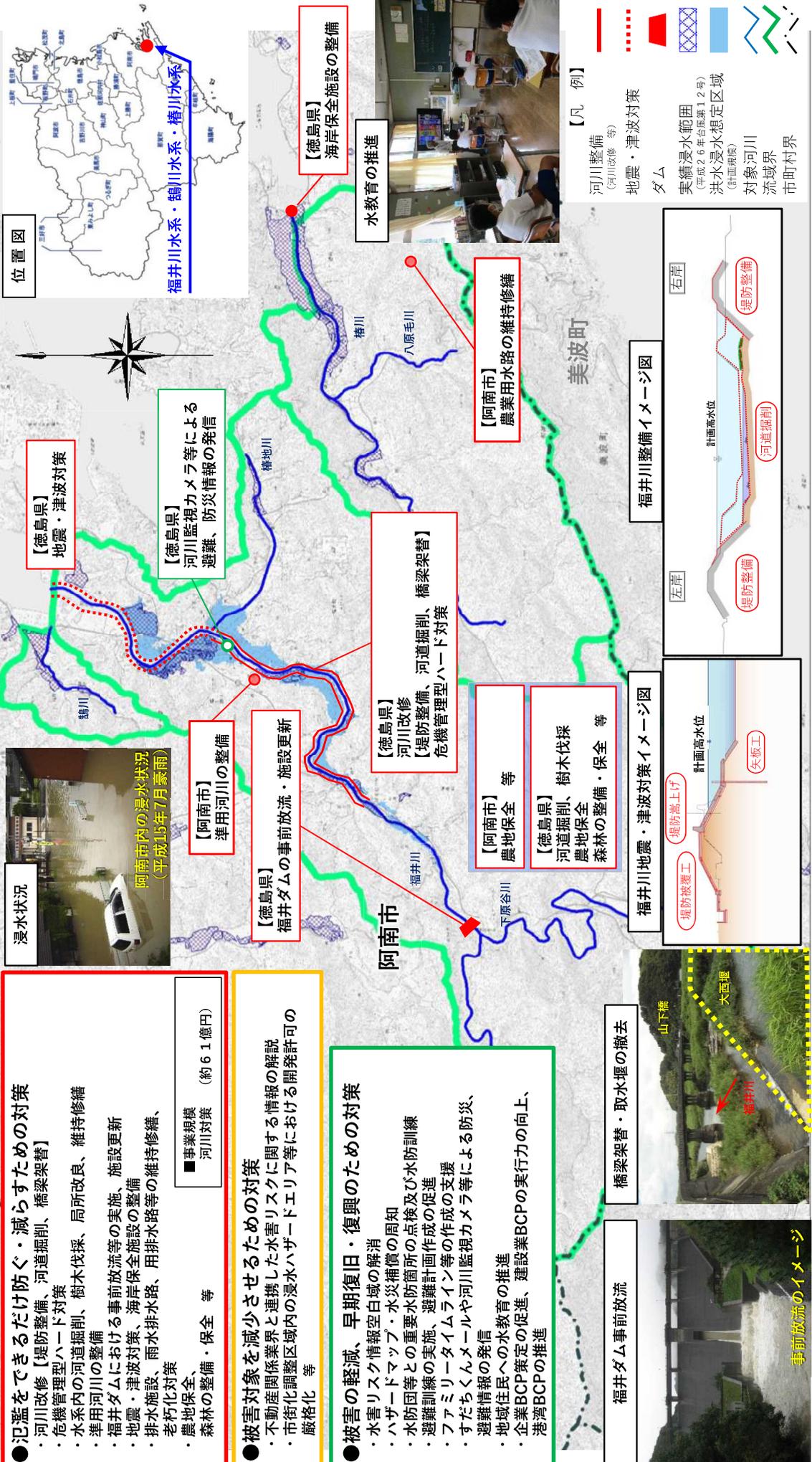
【中長期】 引き続き、大規模自然災害に対する防災・減災対策を推進する。

取組内容	実施主体	対象水系	短期 (R4～R8年度)	中長期 (R9年度以降)
河川改修【流下能力の確保】	徳島県	苅屋川水系	苅屋川水系の流下能力の確保に向けた取り組みを推進	
危機管理型ハード対策	徳島県	苅屋川水系	粘り強い堤防の整備を実施	
局所改良、維持修繕、河道掘削、樹木伐採	徳島県、阿南市	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	苅屋川、落合川の河道掘削・樹木伐採などを実施	引き続き、局所的な改良や河道掘削、樹木伐採、及び河川施設の維持修繕を継続して実施
排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、 氾濫をできるだけ防ぐ、滞らすための対策	徳島県、阿南市	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	水門・樋門、排水機場、雨水排水路、農業用水路などの維持修繕・老朽化対策を定期的に実施	
農地保全	地域関係者・徳島県、阿南市	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	農地の保全による雨水貯留機能の維持を推進	
水田を活用した雨水貯留	地域関係者・徳島県、阿南市	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	水田の雨水貯留機能を活用した、防災・減災の取り組みの推進	
堤防整備による水田の雨水貯留機能の向上や地域排水の改善	地域関係者・徳島県、阿南市	苅屋川水系 幾島川水系	芳崎地区・八幡地区、 江野島地区 の農地整備を推進し、農地が持つ雨水貯留機能の発揮や排水設備による地域排水の改善を図る	
海岸保全施設の整備・老朽化対策	徳島県	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	那賀川海岸・今津地区における、海洋浸食及び高潮などによる浸水被害を防ぐための海岸保全施設の整備や、防護機能確保のための老朽化対策を推進	
被害対象を減少させるための対策	阿南市	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進など、安全なまちづくりのための防災・減災対策を推進	
不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説	徳島県、阿南市	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	洪水等の恐竜域の土地利用について、被害の拡大を防止することを目的とした規制、届出・勧告、誘導等、土地利用に関する制度適用の検討	
水害リスク情報空白域の解消 ハザードマップ、水災編纂等の周知	徳島県、阿南市	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	土地購入者等に対し、水害リスク情報の事前説明を不動産事業者と連携して実施	
子どもをはじめとする地域住民への水害の推進 避難訓練、住民等への防災・減災の普及啓発活動 ファミリータイムライン等の作成の支援 迅速な避難のための避難計画作成の促進	住民、地域関係者・教育関係者・ 医療関係者・徳島県、阿南市	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	浸水想定区域図等の作成 ハザードマップの作成、水害リスク情報について住民周知に取り組み 水災編纂について住民周知に取り組み	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	徳島県	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	要配慮者利用施設における「避難確保計画」や避難行動要支援者の「個別避難計画」など各避難計画確定の支援 避難訓練の実施、「ファミリータイムライン」の作成支援等、住民避難に資する取り組みの推進 イベントや防災出前講座など、水教育を通じて地域の水防力、防災力の向上を図る	
	徳島県	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	「すだちくんメール」等による防災・避難情報の発信	
	地域関係者・徳島県	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	企業における災害時の事業継続計画「企業BCP」 制定の促進	
	地域関係者・徳島県	苅屋川水系 幾島川水系 落合川水系	「建設業BCP」の実行力の向上	

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

*スケジュールは、今後の事業進捗によって変更となる場合がある

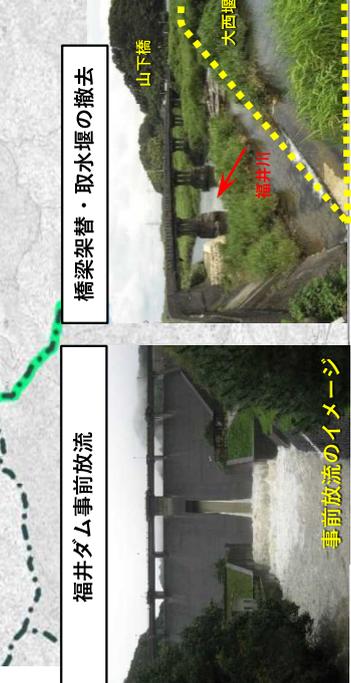
近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、過去より浸水被害に悩まされてきた福井川水系について、年超過確率1/50の規模の洪水^{※1}を安全に流すとともに、鶴川水系・椿川水系においては、過去の浸水被害を踏まえ、浸水被害の軽減を図る。あわせて、地震・津波対策やソフト対策等により、流域治水対策^{※2}に取り組み。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河川改修【堤防整備、河道掘削、橋梁架替】
 - ・危機管理型ハード対策
 - ・準用河川の整備
 - ・福井ダムにおける事前放流等の実施、施設更新
 - ・地震・津波対策、海岸保全施設の整備
 - ・排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
 - ・農地保全、森林の整備・保全 等
- 事業規模 河川対策 (約61億円)

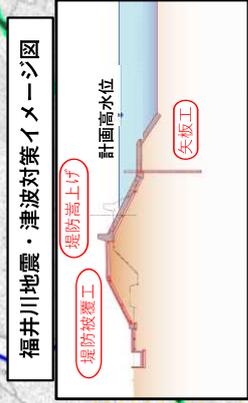
- 被害対象を減少させるための対策
 - ・不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説
 - ・市街化調整区域内の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化 等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・水害リスク情報空白域の解消
 - ・ハザードマップ・水災補償の周知
 - ・水防団等との重要水防箇所の点検及び水防訓練
 - ・避難訓練の実施、避難計画作成の促進
 - ・ファミリータイムライン等の作成の支援
 - ・すだちくめんメールや河川監視カメラ等による防災、避難情報の発信
 - ・地域住民への水教育の推進
 - ・企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上、港湾BCPの推進

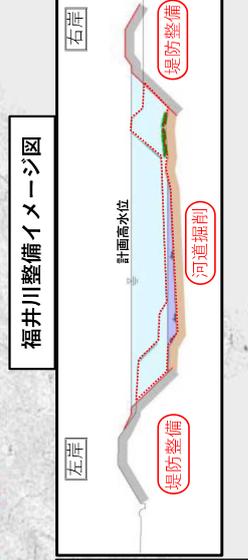


事前放流のイメージ

橋梁架替・取水堰の撤去



福井川地震・津波対策イメージ図



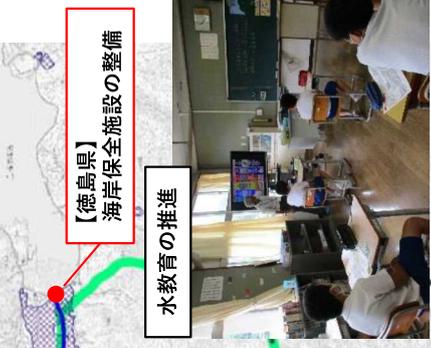
福井川整備イメージ図



浸水状況



位置図



水教育の推進



海岸保全施設の整備

- 【凡例】
- 河川整備 (河川改修等)
 - 地震・津波対策
 - ダム
 - 実績浸水範囲 (平成26年台風第12号)
 - 洪水浸水想定区域 (計画規模)
 - 対象河川
 - 流域界
 - 市町村界

※1毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50 (2%)程度である洪水
 ※2具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま水管理行動計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策※を行い、被害の軽減を図る。

● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、樹木伐採、局部改良、維持修繕
- ・排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- ・海岸保全施設の整備、老朽化対策
- ・農地保全、森林の整備・保全 等

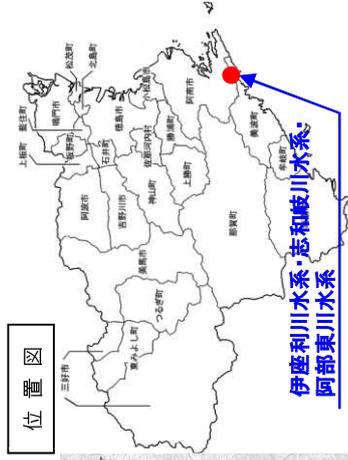
■事業規模	河川対策	(約)0.1億円
-------	------	----------

● 被害対象を減少させるための対策

- ・不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説 等

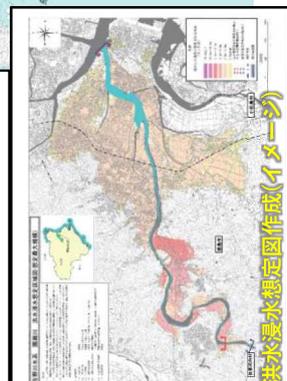
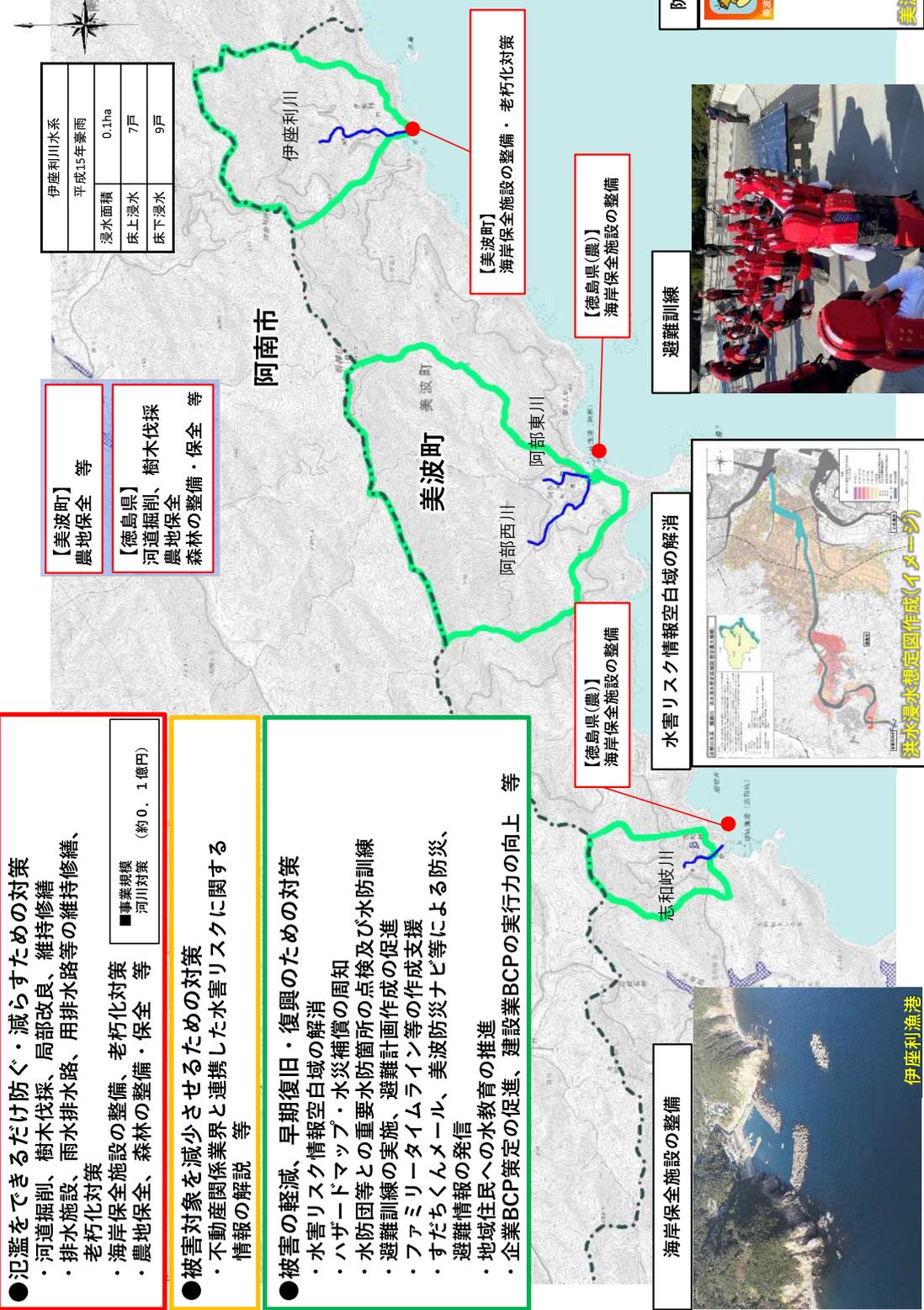
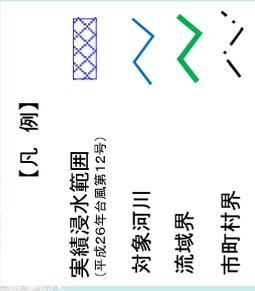
● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白域の解消
- ・ハザードマップ・水災補償の周知
- ・水防団等との重要水防箇所の点検及び水防訓練
- ・避難訓練の実施、避難計画作成の促進
- ・ファミリータームメール、美波防災ナビ等による防災、避難情報の発信
- ・地域住民への水教育の推進
- ・企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上 等



伊座利川水系	平成15年豪雨
浸水面積	0.1ha
床上浸水	7戸
床下浸水	9戸

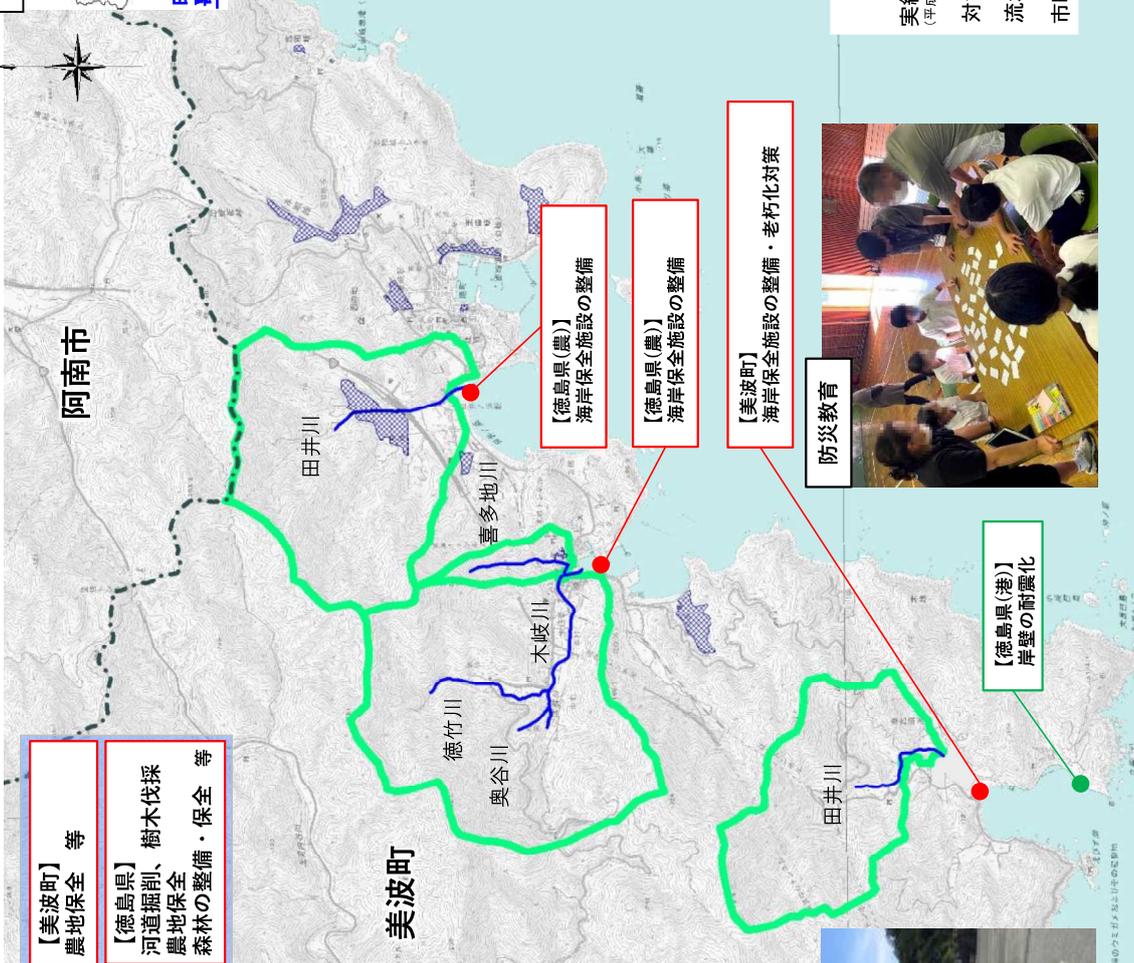
- 【美波町】農地保全 等
- 【徳島県】河道掘削、樹木伐採農地保全、森林の整備・保全 等



※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください)
【電子地形図25000 (国土地理院) に実績浸水範囲を追記して作成】

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま水管理行動計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策※を、過去、被害の軽減を図る。

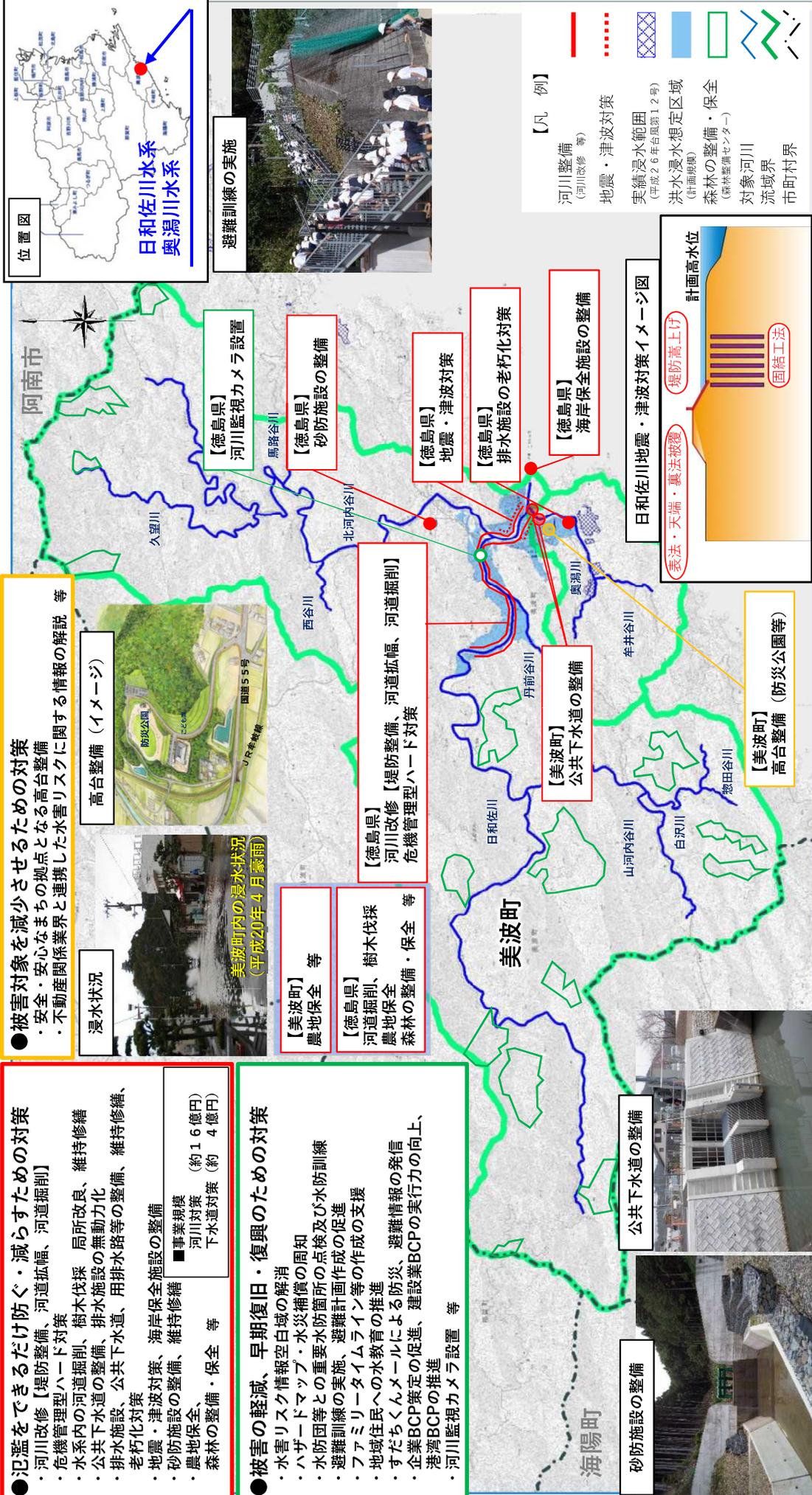
- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河道掘削、樹木伐採、局部改良、維持修繕
 - ・排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
 - ・海岸保全施設の整備、老朽化対策
 - ・農地保全、森林の整備・保全 等
- 被害対象を減少させるための対策
 - ・立地適正化計画に基づく安全でコンパクトなまちづくりに向けた取り組み
 - ・不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説 等
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・水害リスク情報空白域の解消
 - ・ハザードマップ・水災補償の周知
 - ・避難訓練の実施、避難計画作成の促進
 - ・ファミリータイムライン等の作成支援
 - ・すだちくんメール、美波防災ナビ等による防災、避難情報の発信
 - ・地域住民への水教育の推進
 - ・企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上
 - ・日和佐港 恵比須浜地区の岸壁耐震化や、港湾BCPの策定・推進 等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください) 「電子地形図25000 (国土地理院) に連続浸水範囲を追記して作成」

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、美波町のほぼ全域を流域とする日和佐川水系について、年超過確率1/50の規模の洪水^{※1}を安全に流すとともに、奥潟川水系においては、過去の浸水被害を踏まえ、浸水被害の軽減を図る。あわせて、地震・津波対策やソフト対策^{※2}により、流域治水対策等に取り組む。

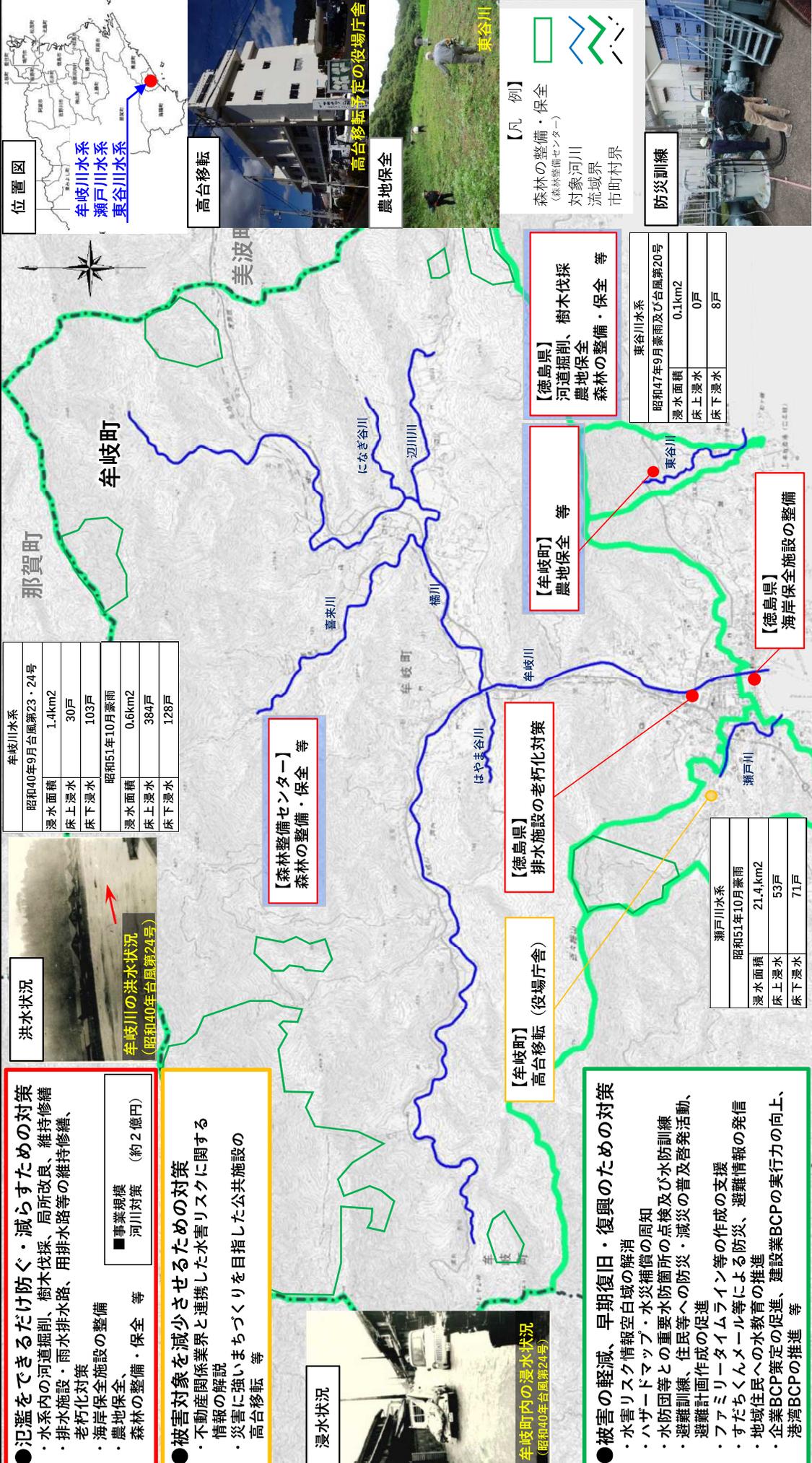


**R7.5時点
徳島県**

牟岐川水系・瀬戸川水系・東谷川水系流域治水プロジェクト【位置図】

**二級水系南部
流域治水プロジェクト**

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、牟岐町のほぼ全域を流域とする牟岐川水系に1/50の規模の洪水*1を安全に流すとともに、瀬戸川水系・東谷川水系において、過去の浸水被害を踏まえ、浸水被害の軽減を図る。あわせて、地震・津波対策やソフト対策等により、流域治水対策*2に取り組み。

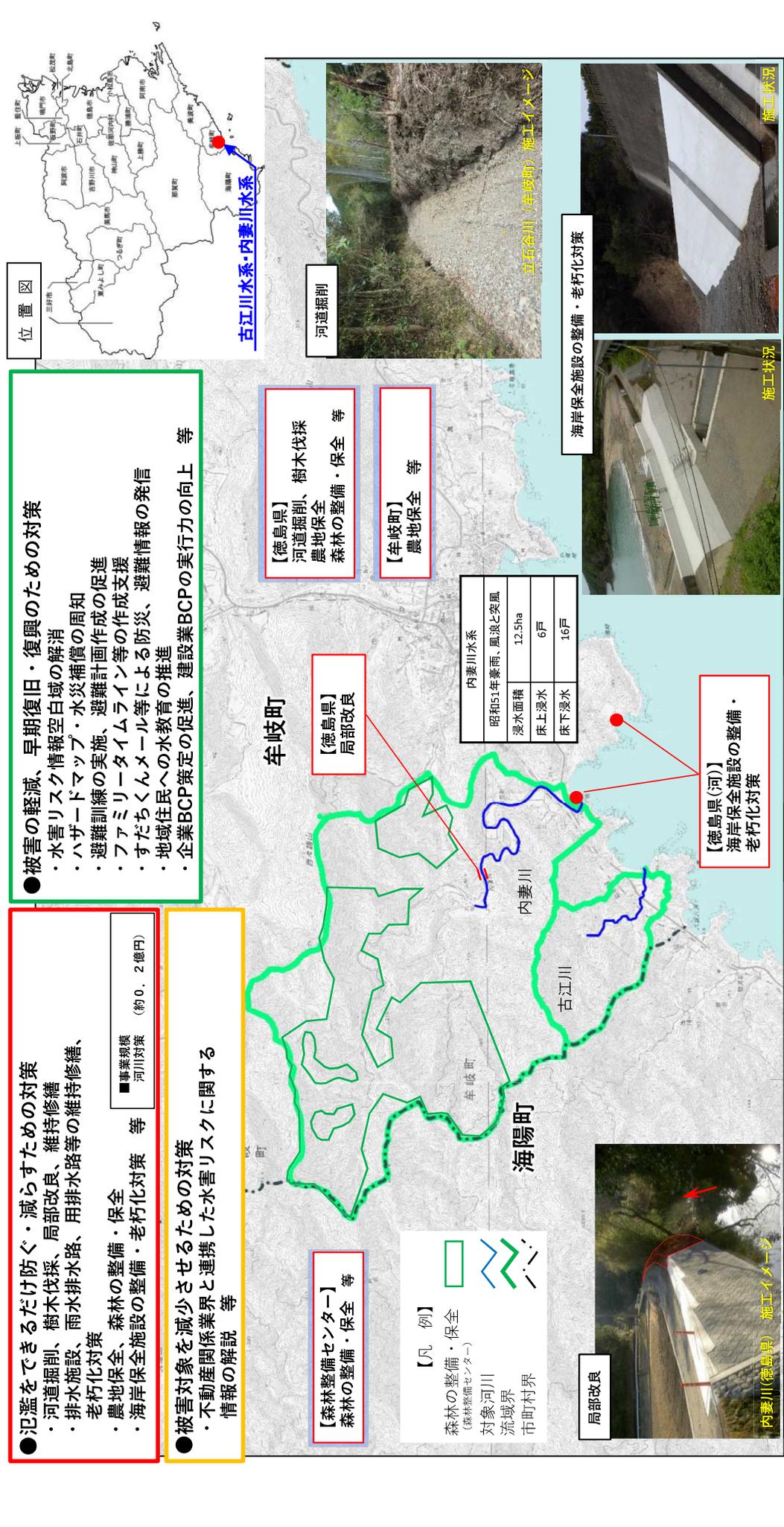


*1毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2%)程度である洪水
*2具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください)
【電子地形図25000(国土地理院)に実績浸水範囲を追記して作成】

古江川水系・内妻川水系流域治水プロジェクト【位置図】
～ 徳島サーフィンのメッカ、八坂八浜へ流れる二級水系の流域治水 ～

二級水系南部
流域治水プロジェクト

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま水管理行動計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策※を行い、被害の軽減を図る。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください)

「電子地形図25000(国土地理院)に実績浸水範囲を追記して作成」

R7.5時点
徳島県

鯖瀬川水系・伊勢田川水系・栗の浦川水系・浦上川水系流域治水プロジェクト【位置図】

二級水系南部
流域治水プロジェクト

～ 古の天災に学び備える浅川地区の流域治水 ～

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策※を行い、被害の軽減を図る。

位置図

■事業領域 河川対策 (約0.2億円)

● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河道掘削、樹木伐採、高部改良、維持修繕
- 排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- 海岸保全施設の整備
- 農地保全、森林の整備・保全等

● 被害対象を減少させるための対策

- 不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 水害リスク情報空白域の解消
- ハザードマップ・水災補償の周知
- 避難訓練の実施、避難計画作成の促進
- ファミリーメール等による防犯、避難情報の発信
- すだちくんメール等による防災、避難情報の発信
- 地域住民への水教育の推進
- 徳島ため池管理支援センターによる、ため池管理者への指導・啓発
- 企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上、港湾BCPの推進等

浸水状況

伊勢田川の氾濫状況

【徳島県】 河道掘削、樹木伐採、農地保全、森林の整備・保全等

【海陽町】 農地保全等

【徳島県(港)】 海岸保全施設の整備

【徳島県】 局部改良

伊勢田川局部改良イメージ

栗の浦川水系	昭和46年台風第23.25.26号及心秋雨前線豪雨	10.0ha	0戸	0戸
伊勢田川水系	昭和40年台風第23.24号	80.0ha	17戸	7戸

右岸 植園工

防炎訓練

【凡例】

- 実績浸水範囲 (平成26年台風第12号)
- 森林の整備・保全 (森林整備センター)
- 農地保全 (海陽町)
- 対象河川
- 流域界
- 市町村界

海岸保全施設の整備

陸間の自動化

位置図

鯖瀬川水系・伊勢田川水系
栗の浦川水系・浦上川水系

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。 ※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください) 「電子地形図5000(国土地理院)に実績浸水範囲を追記して作成」

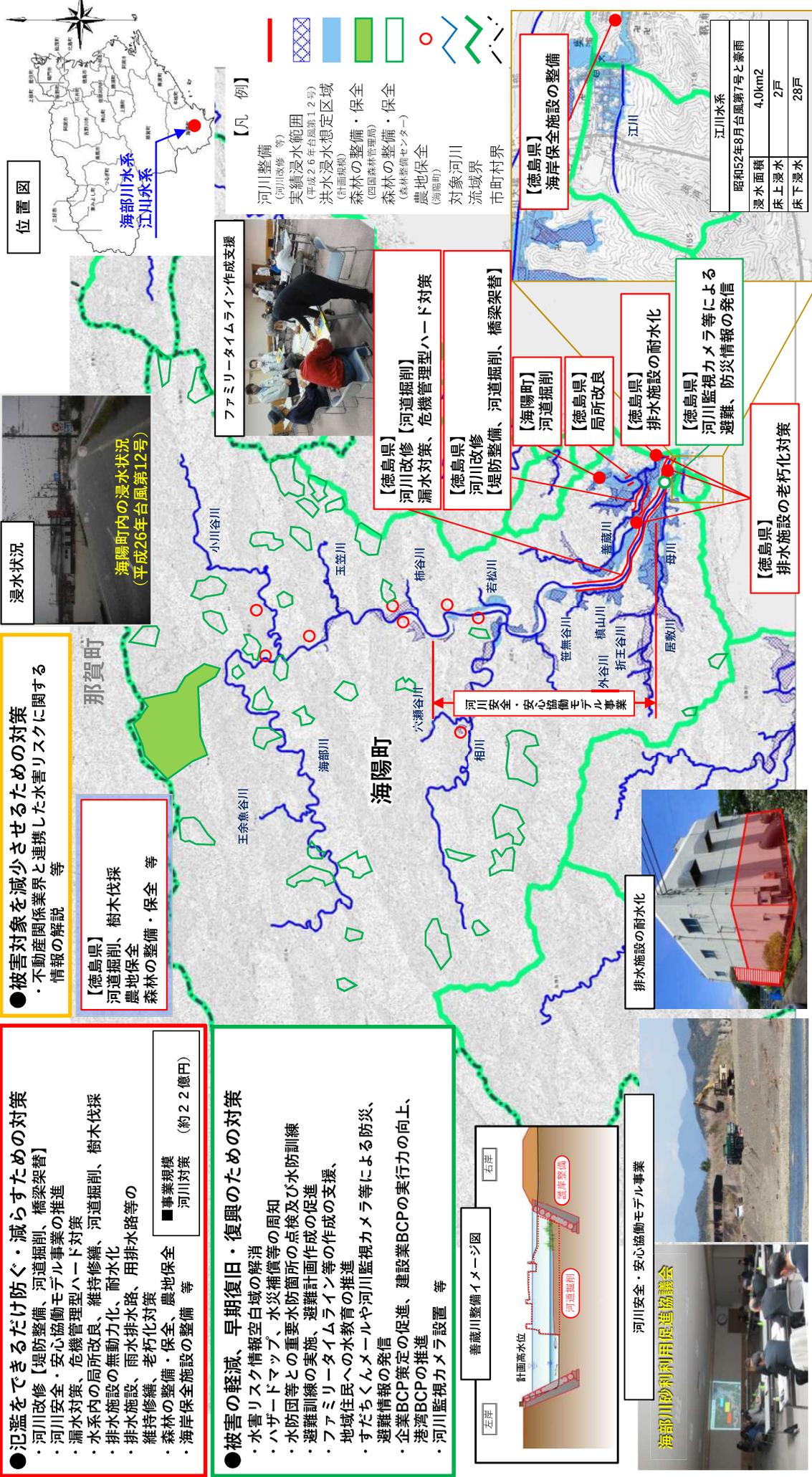
海部川水系・江川水系流域治水プロジェクト【位置図】

R7.5時点
徳島県

二級水系南部
流域治水プロジェクト

清流・海部川との暮らしを守る流域治水

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、県内でも有数の豪雨地帯にある海部川・江川水系について、年超過確率1/50の規模の洪水※1を安全に流すとともに、江川水系においては、過去の浸水被害を踏まえ、浸水被害の軽減を図る。あわせて、地震・津波対策やソフト対策等により、流域治水対策※2に取り組む。



●被害対象を減少させるための対策
 ・不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説等
 【徳島県】
 河道掘削、樹木伐採
 農地保全
 森林の整備・保全等

●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 ・河川改修【堤防整備、河道掘削、橋梁架替】
 ・河川安全・安心協働モデル事業の推進
 ・漏水対策、危機管理型ハード対策
 ・水系内の局所改良、維持修繕、河道掘削、樹木伐採
 ・排水施設の無動力化、耐水化
 ・排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
 ・森林の整備・保全、農地保全
 ・海岸保全施設の整備等
 ■事業規模 河川対策 (約2.2億円)

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 ・水害リスク情報空白域の解消
 ・ハザードマップ、水災補償等の周知
 ・水防団等との重要水防箇所の点検及び水防訓練
 ・避難訓練の実施、避難計画作成の促進
 ・ファミリータイムライン等の作成の支援、地域住民への水教育の推進
 ・すだちくんメールや河川監視カメラ等による防災、避難情報の発信
 ・企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上、港湾BCPの推進
 ・河川監視カメラ設置等

位置図



【凡例】
 河川整備 (河川改修等)
 実績浸水範囲 (平成26年台風第12号)
 洪水浸水想定区域 (計画規模)
 森林の整備・保全 (四国森林管理局)
 森林の整備・保全 (森林整備センター)
 農地保全 (海陽町)
 対象河川
 流域界
 市町村界

ファミリータイムライン作成支援

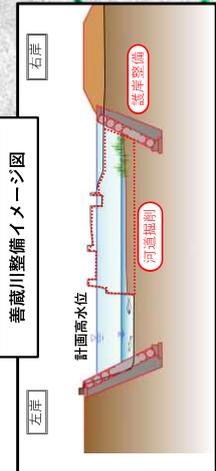
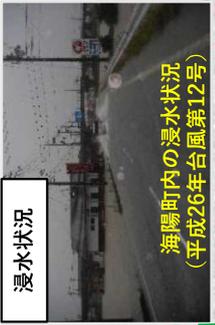
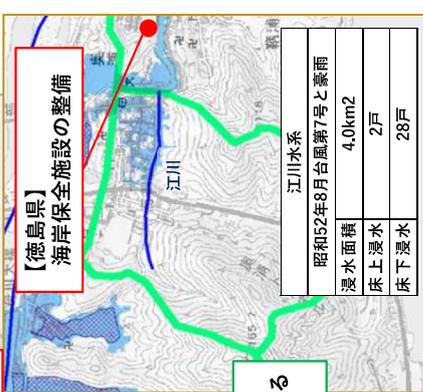


【徳島県】
 河川改修【河道掘削】
 漏水対策、危機管理型ハード対策
 【徳島県】
 河川改修【堤防整備、河道掘削、橋梁架替】

【海陽町】
 河道掘削
 【徳島県】
 局所改良

【徳島県】
 排水施設の耐水化
 【徳島県】
 河川監視カメラ等による避難、防災情報の発信

【徳島県】
 排水施設の老朽化対策



※1毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2%)程度である洪水
 ※2具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある

※ロードマップについては修正なし(HPをご確認ください) 「電子地形図25000(国土地理院)に実績浸水範囲を追記して作成」

宍喰川水系流域治水プロジェクト【位置図】

二級水系南部
流域治水プロジェクト

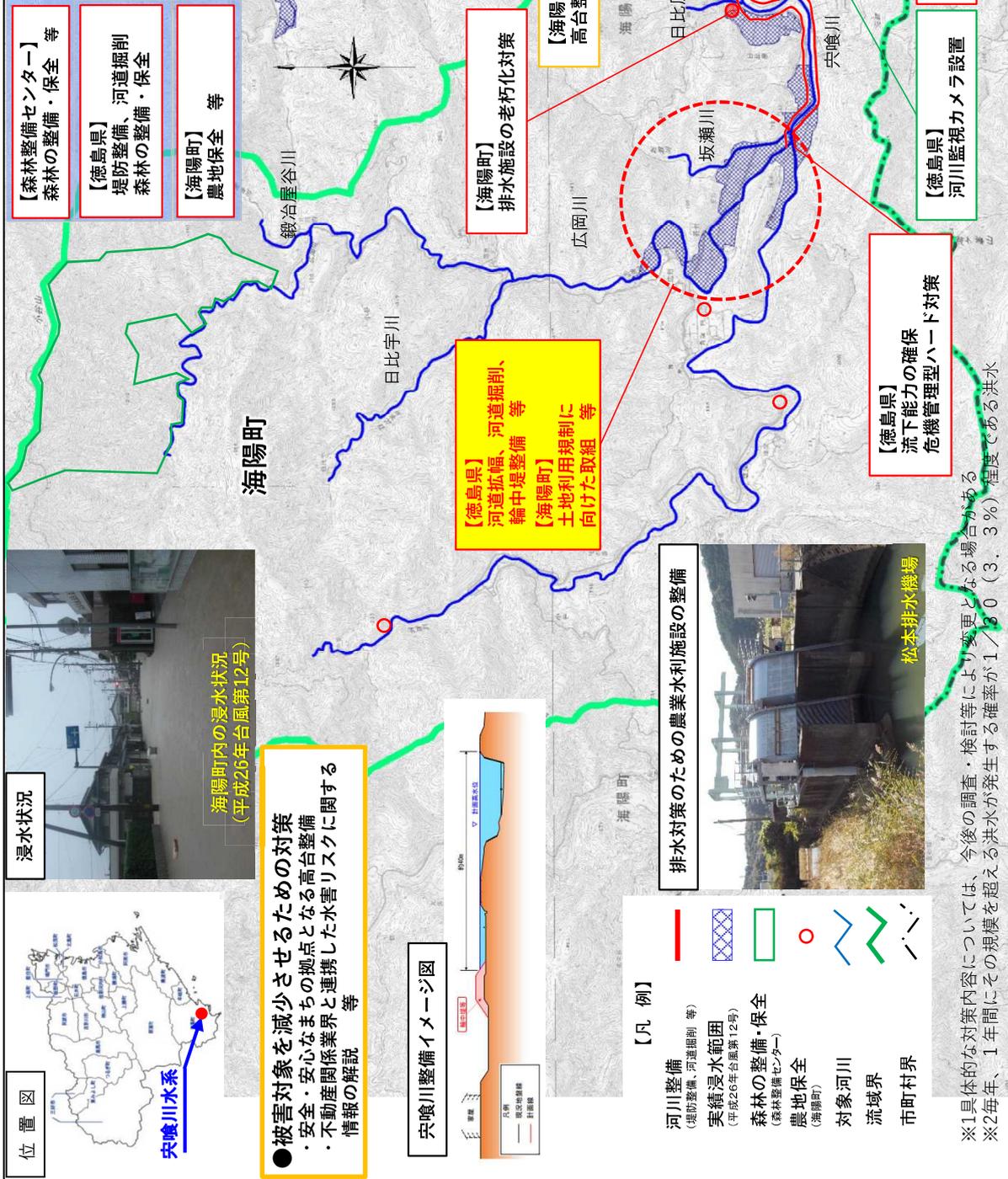
R7.5時点
徳島県

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策を行い、被害の軽減を図る。なお、宍喰川水系について、年超過確率1/30の規模の洪水※2を安全に流す取り組みを推進する。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河川改修【流下能力の確保】
 - ・危機管理型ハード対策
 - ・局部改良、維持修繕、河道掘削、樹木伐採
 - ・排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
 - ・旧堤や二線堤等の機能向上
 - ・農地保全、森林の整備・保全
 - ・海岸保全施設の整備・老朽化対策 等
- 事業規模 (約6億円)
河川対策 等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・水害リスク情報空白域の解消
 - ・ハザードマップ、水災補償等の周知
 - ・水防団等との重要水防箇所の点検及び水防訓練
 - ・ポンプ車等の適切な運用
 - ・避難訓練の実施、避難計画作成の促進
 - ・ファミリータイムライン等の作成の支援、地域住民への水教育の推進
 - ・すだちくんメールや河川監視カメラ等による防災、避難情報の発信
 - ・企業BCP策定の促進、建設業BCPの実行力の向上
 - ・河川監視カメラ設置 等



- 被害対象を減少させるための対策
 - ・安全・安心なまちの拠点となる高台整備
 - ・不動産関係業界と連携した水害リスクに関する情報の解説 等

- 【凡例】
- 河川整備 (堤防整備、河道掘削等)
 - 実績浸水範囲 (平成26年台風第12号)
 - 森林の整備・保全 (森林整備センター)
 - 農地保全 (海陽町)
 - 対象河川
 - 流域界
 - 市町村界



松本排水機場

【徳島県】
河道拡幅、河道掘削、
輪中堤整備 等
【海陽町】
土地利用規制に
向けた取組 等

【海陽町】
排水施設の老朽化対策

【海陽町】
高台整備 (防災公園等)

【徳島県(河)】
海岸保全施設の整備・
老朽化対策

【徳島県(農)】
排水対策のための
農業水利施設の整備

【徳島県(農)】
海岸保全施設の整備

【徳島県(河)・海陽町】
排水施設の老朽化対策

【徳島県】
河川監視カメラ設置

【徳島県】
流下能力の確保
危機管理型ハード対策

※1具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある
※2毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30 (3.3%)程度である洪水

【電子地形図2500 (国土地理院) に実線及び範囲を追記して作成】

二級水系南部
流域治水プロジェクト
～ 人と自然が共生する二級河川・宍喰川・宍喰川の流域治水 ～

○宍喰川水系では、上下流、本支川の流域全体を俯瞰し、県・市・地域住民等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

- 【短期】 河川改修及び河道掘削・樹木伐採の確保や農業水利施設の整備による流下能力の軽減を図る。また、水害リスク情報空白域解消に向けた取り組みを実施し、住民の確実な避難を促す。
- 【中長期】 河川の治水安全度の更なる向上を図るため、水系全体の流下能力向上に向けた取り組みを推進し、流域全体の安全性を高める。

取組内容	実施主体	対象水系	短期 (R4～R8年度)	中長期 (R9年度以降)
河川改修 [流下能力の確保] 旧堤や二級堤等の機能向上	徳島県	宍喰川水系	宍喰川河口から3.6km区間の河川改修の推進 3.6km区画より上流地域の氾濫防止・軽減対策を検討 旧堤や二級堤等の機能向上に向けた取り組みの検討	宍喰川水系の流下能力の確保に向けた取り組みを推進
危険管理型ハート対策	徳島県	宍喰川水系	粘り強い堤防の整備を実施	
局所改良、維持修繕、河道掘削、樹木伐採	徳島県・海陽町	宍喰川水系	宍喰川の河道掘削・樹木伐採などを実施	局所的な改良や河道掘削、樹木伐採、及び河川施設の維持修繕を継続して実施
排水施設、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策	徳島県・海陽町	宍喰川水系	水門・溜門、排水機場、用排水路などの維持修繕・老朽化対策を定期的に実施	
排水対策のための農業水利施設の整備	徳島県	宍喰川水系	渇水被害の抑制のため、私本排水機場の排水機能の向上を図る	
水田を活用した雨水貯留	徳島県・海陽町	宍喰川水系	水田の雨水貯留機能を活用した、防災・減災の取り組みの推進	
農地保全、森林の整備・保全	地域関係者・徳島県・海陽町・森林整備センター	宍喰川水系	農地の保全による雨水貯留機能の維持や、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の適切な発揮にも資するよう、森林の整備・保全を推進	
海岸保全施設の整備・老朽化対策	徳島県	宍喰川水系	宍喰海岸、宍喰地区の津波・高潮対策や、老朽化対策を推進	南海トラフ巨大地震による津波や高潮などに備えた海岸保全施設の整備や、防衛機能確保のための老朽化対策を推進
土地利用規制等	住民・地域関係者・海陽町	宍喰川水系	洪水等の氾濫域の土地利用について、被害の拡大を防止することを目的とした規制、届出・勧告、誘導等、土地利用に関する制度運用の検討	
被害対象を減少させるための対策	海陽町	宍喰川水系	南海トラフ巨大地震など、大規模災害に備え、避難所や物資集積所、仮設住宅建設用地等の活動拠点となる宍喰地区地域防災公園の整備を推進	
	地域関係者・徳島県・海陽町	宍喰川水系	土地購入者等に対し、水害リスク情報の事前説明を不動産事業者と連携して実施	
	徳島県・海陽町	宍喰川水系	浸水想定区域図等の作成 ハザードマップ・水災補償等の周知	ハザードマップの作成・改定、水害リスク情報について住民周知に取り組み
	地域関係者・徳島県・海陽町	宍喰川水系	水防団等との重要水防箇所点検及び水防訓練 ポンプ車の適切な運用	水災補償について住民周知に取り組み 町・水防団等と連携し、重要水防箇所点検や水防訓練などを定期的に実施 ポンプ車の定期的な設置訓練など、排水資機材の適切な運用に努め、迅速な排水活動のための取り組みを推進
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	住民・地域関係者・教育関係者・医療関係者・徳島県・海陽町	宍喰川水系	子どもたちをはじめとする地域住民への水教育の推進 避難訓練、住民等への防災・減災の普及啓発活動 ファミリータイムイン等の作成の支援 迅速な避難のための避難計画作成の推進	要配慮者利用施設における「避難確保計画」や「避難行動要支援者の「個別避難計画」など各避難計画策定の支援 避難訓練の委嘱、「ファミリータイムイン」の作成支援等、住民避難に資する取り組みの推進 イベントや防災出前講座など、水教育を通じて地域の水防力、防災力の向上を図る
	徳島県・海陽町	宍喰川水系	「すだちくんメール」の活用や「河川監視カメラ」等による防災・避難情報の発信	「すだちくんメール」の活用や、「河川監視カメラ」等の防災・避難情報をリアルタイムに発信し、効果的な避難を支援
	地域関係者・徳島県	宍喰川水系	企業における災害時の事業継続計画「企業BCP」策定の促進	南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生に備え、企業の事業継続力及び地域の防災力の向上を図る
	地域関係者・徳島県	宍喰川水系	「建設業BCP」の実行力の向上	災害時の早期復旧にかかせない建設業の「建設業BCP」の実行力の向上を図る

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

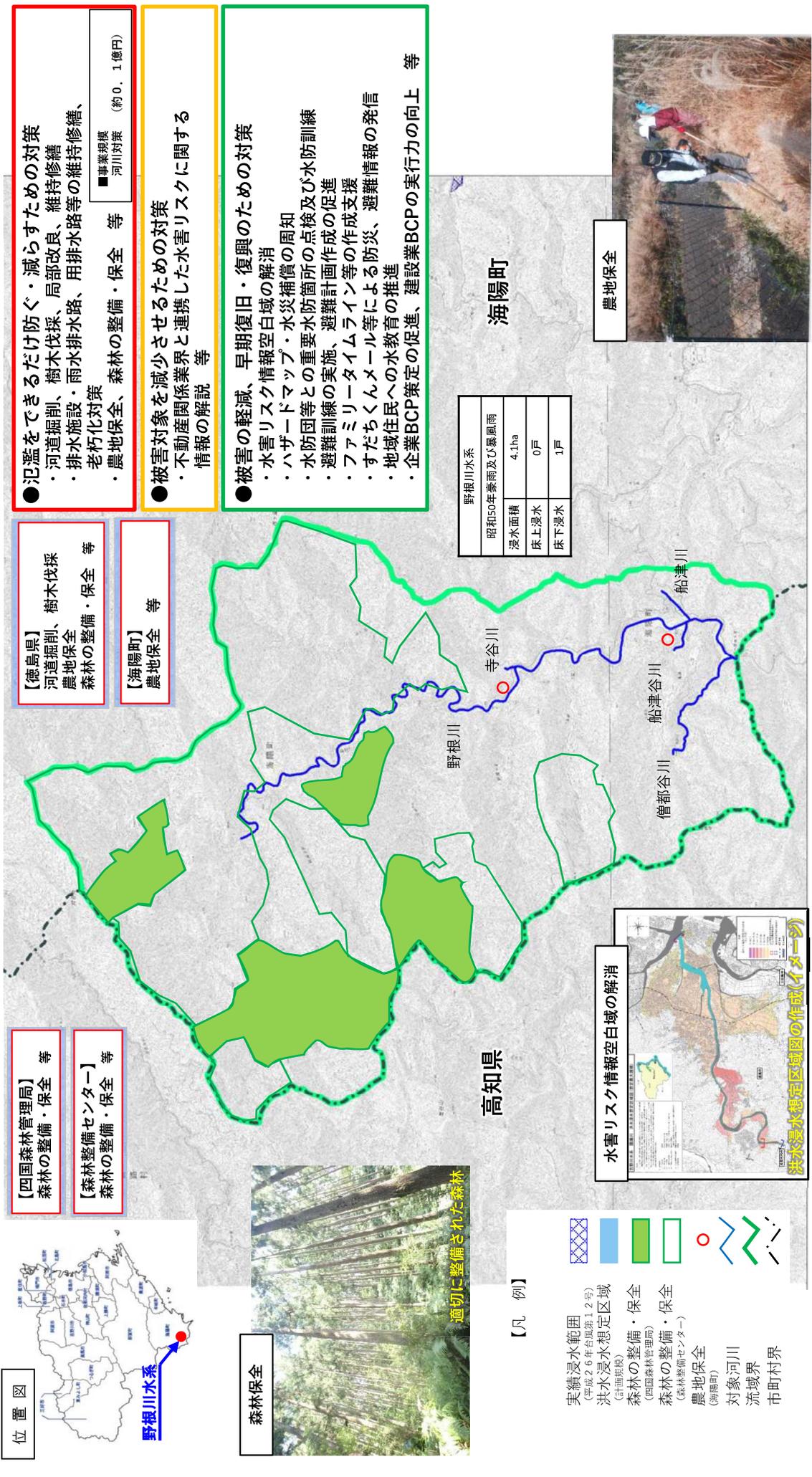
※スケジュールは、今後の事業進捗によって変更となる場合がある

二級水系南部
流域治水プロジェクト

野根川水系流域治水プロジェクト【位置図】
～ 森林広がる山間部を流れる二級河川・野根川の流域治水 ～

R7.5時点
徳島県

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」をマスタープランとし、過去の浸水被害を踏まえた対策※を行い、被害の軽減を図る。



県及び関係機関の取組状況について

令和6年度の取組
徳島県(県土整備部)

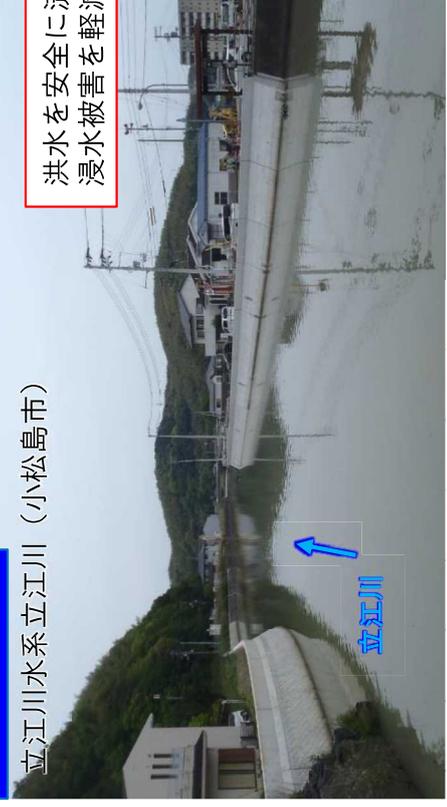
～ 安全・安心で地域の活力を守る流域治水対策 ～

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

○「流域治水」の考えの下、河川区域での護岸整備をはじめ、集水域での土砂・流木の流出抑制対策など、氾濫防止に向けた取組みを推進

河川改修

立江川水系立江川 (小松島市)



洪水を安全に流下させ
浸水被害を軽減

立江川

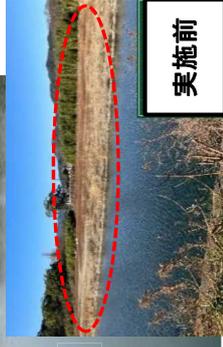
河道掘削・樹木伐採

勝浦川水系勝浦川 (徳島市)



勝浦川

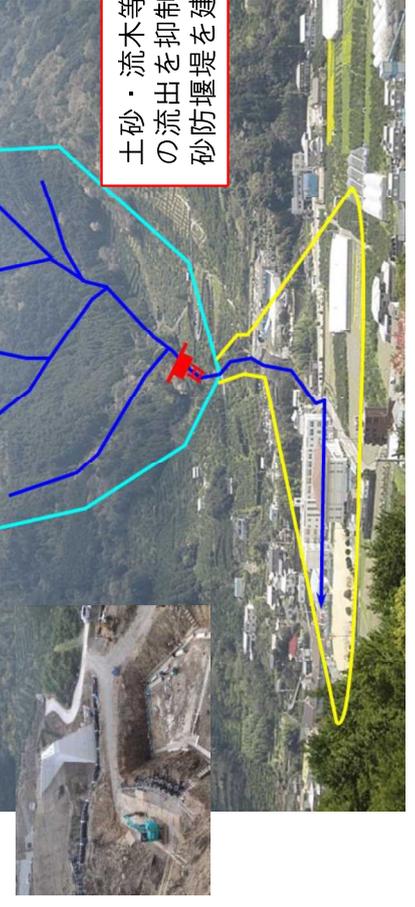
河道掘削による
断面の確保



実施前

砂防施設の整備

勝浦川水系前山谷 (勝浦町)



土砂・流木等
の流出を抑制する
砂防堰堤を建設

排水機場の長寿命化

芝生川水系芝生川 (小松島市)



平時はもとより
出水時にも
確実な稼働

ポンプ設備等の整備

実施前

令和6年度の取組
徳島県(県土整備部)

～ 安全・安心で地域の活力を守る流域治水対策 ～

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

○「逃げ遅れゼロ」を目指し、避難の実効性向上に繋げる「防災教育の実施」や「防災情報の充実化」など、流域・氾濫域での被害軽減に向けた取組みを推進

防災情報の充実化

防災情報を
プッシュ型で配信

伝える情報へ



徳島県公式LINE



選択したダムごとに
放流情報等の
受信が可能に



県公式LINEの活用

YoutubeおよびCATVによる
リアルタイム配信(県内22河川28箇所)



住民目線に立った情報発信

中小河川の洪水浸水想定区域図の作成

吉野川水系喜来中須入江川



全494河川のうち
R6.4 158河川公表
R7.5 280河川公表予定

河川監視カメラの映像配信

水害リスク情報空白域の解消

災害の自分事化に向けた取組

VR動画で外水・
内水氾濫の様子を観察



三島中学校

水書に備えるファミリー
タイムラインを作成



城東小学校

国・市町村と連携した
事前の防災情報の共有



R6.12.24
水災害に関する減災会議

流域の自治体や利水関係者が
一堂に会した勉強会の開催



R7.1.20
飯尾川流域治水勉強会

流域治水パンフレットの作成



流域治水に関する住民の意識醸成

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

○「流域治水」の考えの下、河川区域での護岸整備をはじめ、
流下能力の確保等被害軽減策による水災害対策など、氾濫防止に向けた取組みを推進



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

○「逃げ遅れゼロ」を目指し、避難の実効性向上に繋げる「防災教育の実施」や「防災情報の充実化」など、流域・氾濫域での被害軽減に向けた取組みを推進

防災情報の充実化

防災情報を
プッシュ型で配信



伝わる情報へ



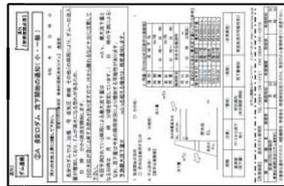
選択したダムごとに
放流情報等の
受信が可能に

(災害時)

川の●●水辺遊歩所で、水防団
待機水位1.30mを超過しました
【河川カメラ ●●川 ●●市 ●●
町】
https://www.youtube.com/watch?v=PV2QpHELA
【河川カメラマップ】
県内の河川監視カメラ映像を確認す
る場合はこちら
https://maps.pref.tokushima.jp/live
_camera/
【水辺情報】
https://www.kansai.pref.tokushima.jp
/info/status/river_graph_1_20.html

(平時)

徳島県公式LINE



県公式LINEの活用

Youtubeに加えて新たにCATVによる
リアルタイム配信(県内22河川128箇所)



徳島県河川整備課
river-preparedness@pref.tokushima.jp



河川監視カメラの映像配信

住民目線に立った情報発信

中小河川の洪水浸水想定区域図の作成



水害リスク情報空白域の解消

災害の自分事化に向けた取組

VR動画で外水・
内水氾濫の様子を観察



鷲敷小学校

水害に備えるファミリー
タイムラインを作成



加茂谷中学校

国土交通省・徳島県
24市町村が参加

能登半島豪雨等を踏まえ、
「避難判断」に関する
「防災情報」を互いに共有し、
「被害の最小化」に向けた取組



流域治水パンフレットの作成



流域治水に関する住民の意識醸成

徳島県(農林水産部)における取り組み

- 農地保全対策の取組による雨水貯留機能の発揮や水路の排水機能の保全
- 海岸保全施設(漁港海岸)等の適切な維持管理による浸水防護機能の確保
- 「徳島ため池管理支援センター」による「事前放流」等の啓発活動やため池の適切な維持管理による機能の保全

農地の保全対策

水路の泥上げ



水路の維持管理



海岸保全施設の点検・整備

陸間の点検



「農業用ため池を活用した治水対策

「徳島ため池管理支援センター」による啓発活動



ため池監視カメラ等の設置



監視カメラによる現地確認
2025-04-23 16:00



ため池の点検



徳島県(農林水産部)における取り組み

気候変動に伴う大雨の激化・頻発化により山地災害が激甚化する中、水源涵養機能や土砂流出防止機能等、森林が持つ公益的機能の適切な発揮に向けて森林整備や治山対策を実施。

治山対策

➢「治山ダムの設置」による溪流や山腹斜面の安定化、土砂や流木の流出抑制

➢「本数調整伐の実施」による、森林土壌の保全強化



(治山ダム工：上勝町杉地地区)



(本数調整伐により整備された森林：上勝町)

令和6年度		上勝町	
治山対策	治山ダム工	2基	
	本数調整伐	2ha	

森林整備

➢「間伐の実施」により、下層植生が繁茂することで、森林の水源涵養機能や土壌保全機能の発揮

➢「再造林の実施」により、森林の多面的機能を持続的に発揮



(間伐により整備された森林：勝浦町)



(森林の更新を図る再造林：上勝町)

令和6年度		勝浦町		上勝町	
森林整備	間伐	15ha	間伐	9ha	
			造林	16ha	

下流域への

○ 雨水の流出抑制

○ 土砂・流木の流出抑制

徳島県(農林水産部)における取り組み

- ほ場整備事業を契機とした水田の雨水貯留機能の向上や排水路整備及び排水ポンプの長寿命化を順次実施
- 農地保全対策の取組による雨水貯留機能の発揮や水路の排水機能の保全
- 海岸保全施設(漁港海岸)等の適切な維持管理及び整備による浸水防護機能の確保

「田んぼダム」の取組



農地の保全対策



排水機場の長寿命化



海岸保全施設の点検・整備



徳島県(農林水産部)における取り組み

気候変動に伴う大雨の激化・頻発化により山地災害が激甚化する中、水源涵養機能や土砂流出防止機能等、森林が持つ公益的機能の適切な発揮に向けて森林整備や治山対策を実施。

治山対策

- 「山腹工の実施」による森林再生や土砂流出抑制
- 「本数調整伐の実施」による、森林土壌の保全強化



(山腹工 (防潮工) : 海陽町大里松原地区)



(本数調整伐 : 海陽町大木屋地区)

令和6年度		海陽町	
治山対策	山腹工	0.8ha	
	本数調整伐	41ha	

森林整備

- 「間伐の実施」により、下層植生が繁茂することで、森林の水源涵養機能や土壌保全機能の発揮
- 「再造林の実施」により、森林の多面的機能を持続的に発揮

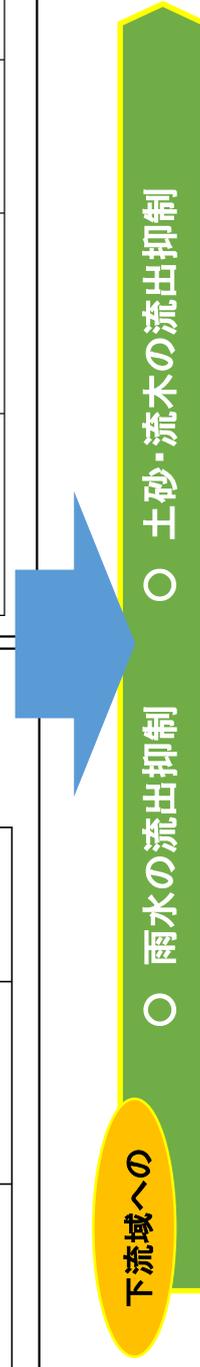


(間伐により整備された森林 : 美波町)



(森林の更新を図る再造林 : 海陽町)

令和6年度			
森林整備		美波町	
間伐	17ha	間伐	7ha
造林	5ha	造林	5ha



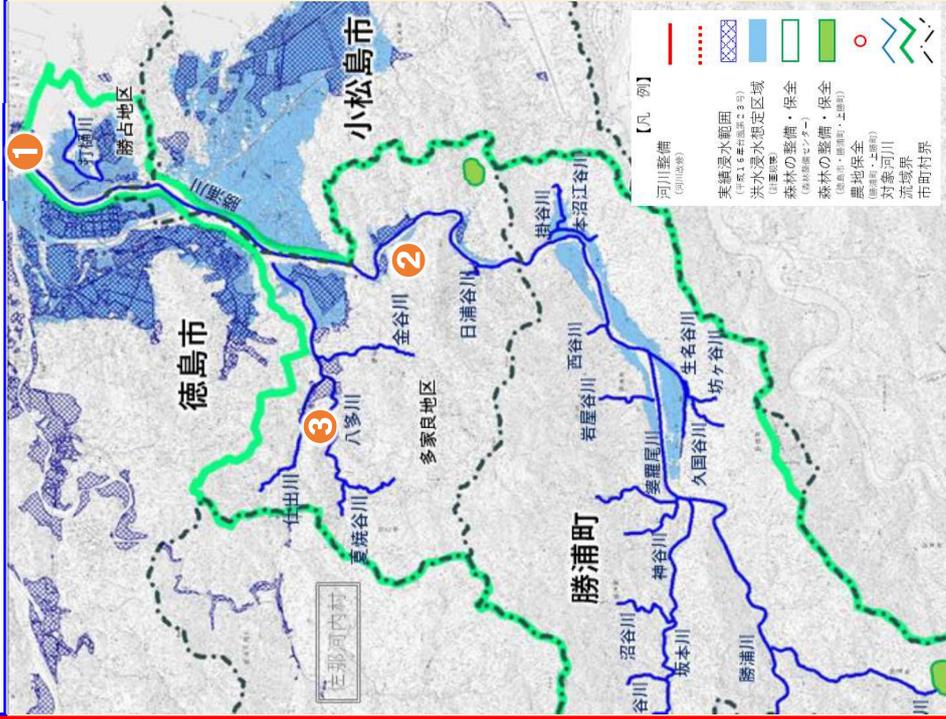
下流域への

○ 雨水の流出抑制

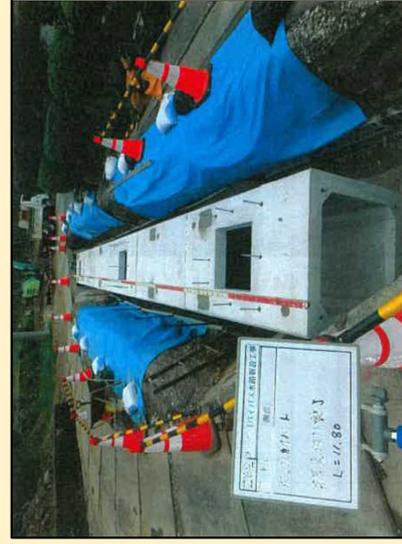
○ 土砂・流木の流出抑制

徳島市における取り組み

- 津田中央ポンプ場においてポンプ機能の向上を図るため、ポンプ井に堆積した土砂のしゅんせつを行った。
- 多家良地区(飯谷町・八多町)において排水機能の向上を図るため、雨水及び農業排水路の整備を行った。



①ポンプ場しゅんせつ (津田中央ポンプ場)



②雨水排水路の整備 (多家良地区 飯谷町)



③農業排水路の整備 (多家良地区 八多町)

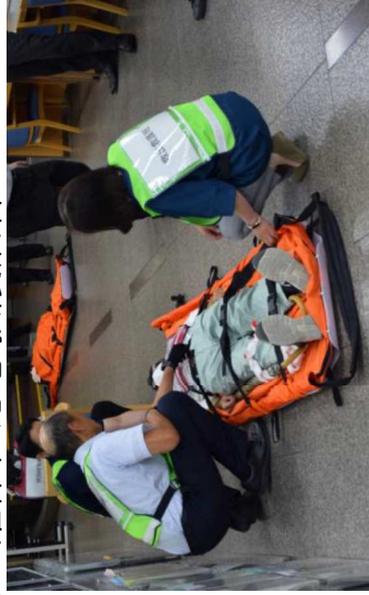
【徳島市】ポンプ場のしゅんせつ、雨水・農業排水路の整備

構成機関の取組状況（令和7年3月時点）

徳島市

■徳島市職員防災訓練

- 安全確保、応急救護訓練



■避難訓練



- 災害用映像情報収集ネットワークの整備

- 眉山山頂からのカメラ映像



南海トラフ地震発生時における来庁者及び職員の安全確保、応急救護、津波避難行動等について訓練（図上）を実施し、その能力の向上を図った。

大規模災害時に即応できる体制を整えるため、眉山山頂等に高所カメラを設置し、市内の状況を把握するシステムを構築した。

大規模災害の初動において、地上系の通信インフラが損壊し、通信が途絶した場合に備え、スターリンク移動局4台を整備した。

鳴門市 流域治水プロジェクト

～ 安全・安心で地域の活力を守る流域治水対策 ～

令和6年度の取組
鳴門市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 排水機場長寿命化計画に沿って、長寿命化工事を実施し施設の適切な機能を維持した。
- 適切な河川断面を確保するため、河川の浚渫を実施した。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
～「マイ・タイムライン作成講座」の開催～

➤ 令和7年2月7日（金）に鳴門市役所にて、鳴門市自主防災会会長・鳴門市地域防災リーダー（防災士）の方などを対象に「マイ・タイムライン講習会」を開催しました。講習会でははじめに徳島河川国道事務所からの趣旨説明と流域治水の取組の紹介、鳴門市職員によるハザードマップの解説が行われた後、講師の服部由佳気象予報士による近年の気象災害の情報についての講演が行われました。その後、参加者が「逃げキット」を用いて一人ひとりの防災行動計画「マイ・タイムライン」の作成を行いました。

➤ 当日は約60名の方に参加いただき、作成中は同じ地区の方々でコミュニケーションを図りながら作成することで、顔の見える関係づくりも同時に行うことで全体の防災意識の向上に寄与しました。



服部気象予報士の講演の様子



マイ・タイムライン作成中の様子

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 通水断面を確保するための堆積土砂等の浚渫や除草等を実施。(広見川)
- 流下機能維持及び浸水被害の防止・軽減を図るための河川改修及びこれに伴う測量設計の実施

■ 令和6年度の取組

- 準用河川等の草刈りや浚渫の実施(広見川)

堆積土砂等の浚渫や除草等を実施することにより、通水断面を確保し浸水被害の防止・軽減を図る。

除草作業



着手前



完了後



着手前

浚渫作業



完了後

- 準用河川の測量設計の実施(櫛淵地区)

河川護岸の老朽化や洗堀等により一部護岸の崩壊や通水の阻害がみられるため、流下機能の維持改善及び浸水被害の防止・軽減を図るため、河川改修に向けた測量設計を実施。

■ 令和7年度取組

- 普通河川における河川改修工事の実施

排水路の流下機能を維持・改善し、浸水被害の防止・軽減を図る。

■ その他の取組

- 排水機場の維持修繕

排水施設の修繕及び更新等を適宜実施し、排水機能を維持する。

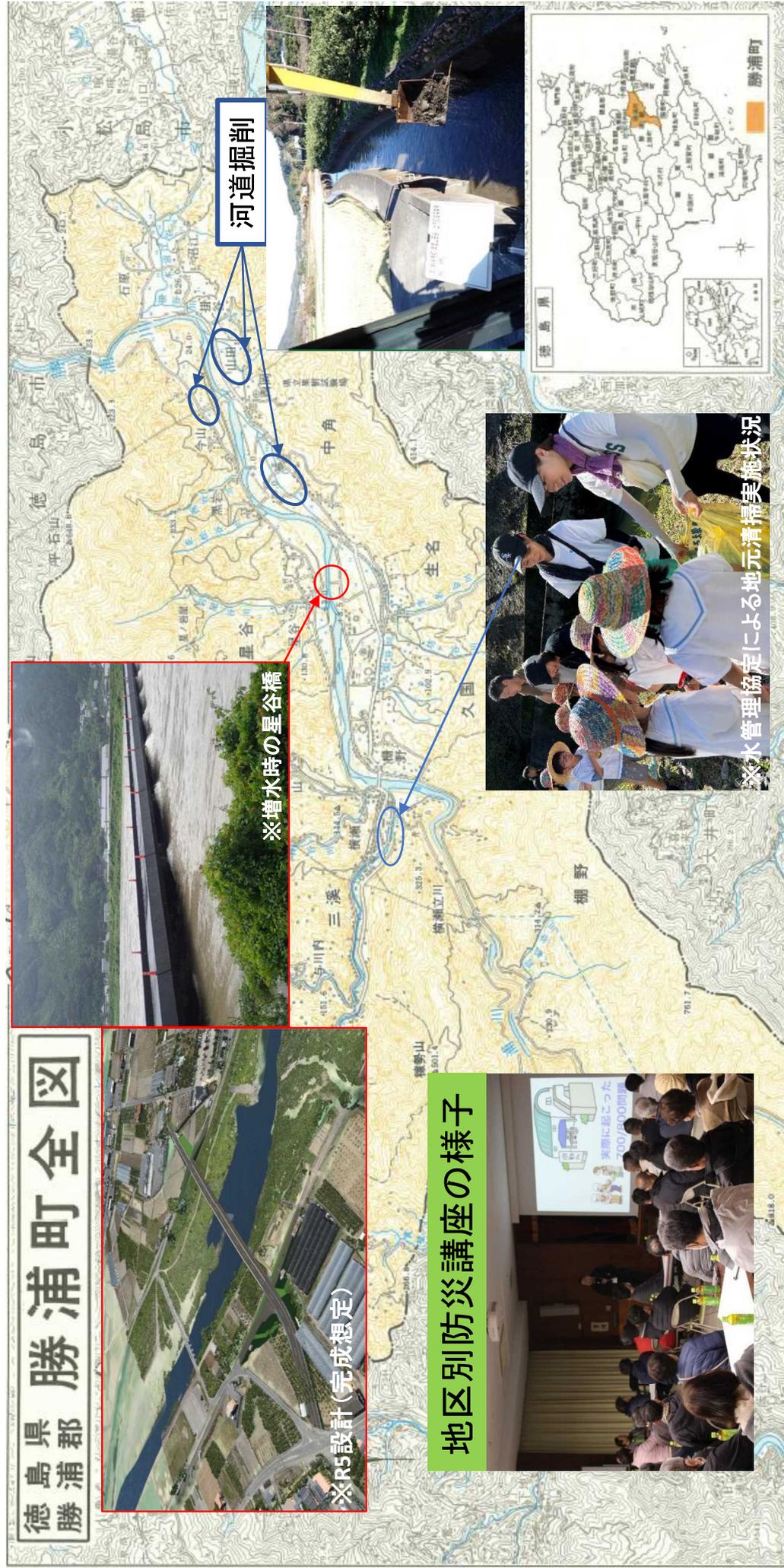


水中ポンプ上架
点検作業
(和田島排水機場)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

○勝浦町では、増水時に通行制限を繰り返している星谷橋(潜水橋)の架け替え、河道掘削(中角谷川・山田谷川・今山谷川等)及び地域住民と協力した河川内の清掃による流域治水事業を行っている。

○今後は、事業を継続していくとともに、地域住民に対して防災講座等を実施するなど、防災意識を高める活動を行っていく。



上勝町における取り組み

- 森林の意向調査を行い、森林施業(保育間伐等)を行うことで放置林等の解消の推進を図った。県道徳島上那賀線沿いの森林を施業(間伐)することで、森林の有する多面的機能の維持・向上を図りつつ、森林整備の必要性を多くの方にPRすることができた。
- また、地震時や台風接近時の減災対策の取組として、上勝小学校付近の町道沿いの立木事前伐採をすることにより倒木被害からライフラインの確保ができるようにも取り組んだ。
- 今年度も引き続き、事業箇所を選定等、事業の継続を推進する。



実施前



実施後



間伐前



間伐後

上勝小学校付近町道沿いの事前伐採

県道徳島上那賀線沿いの搬出間伐

【上勝町】 森林の保全

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（準用河川の整備）

○阿南市では、準用河川古津川流域における浸水被害を軽減するため、上流部で雨水を分流し、福井川へ排水する古津川放水路（支川水路）の接続を実施。

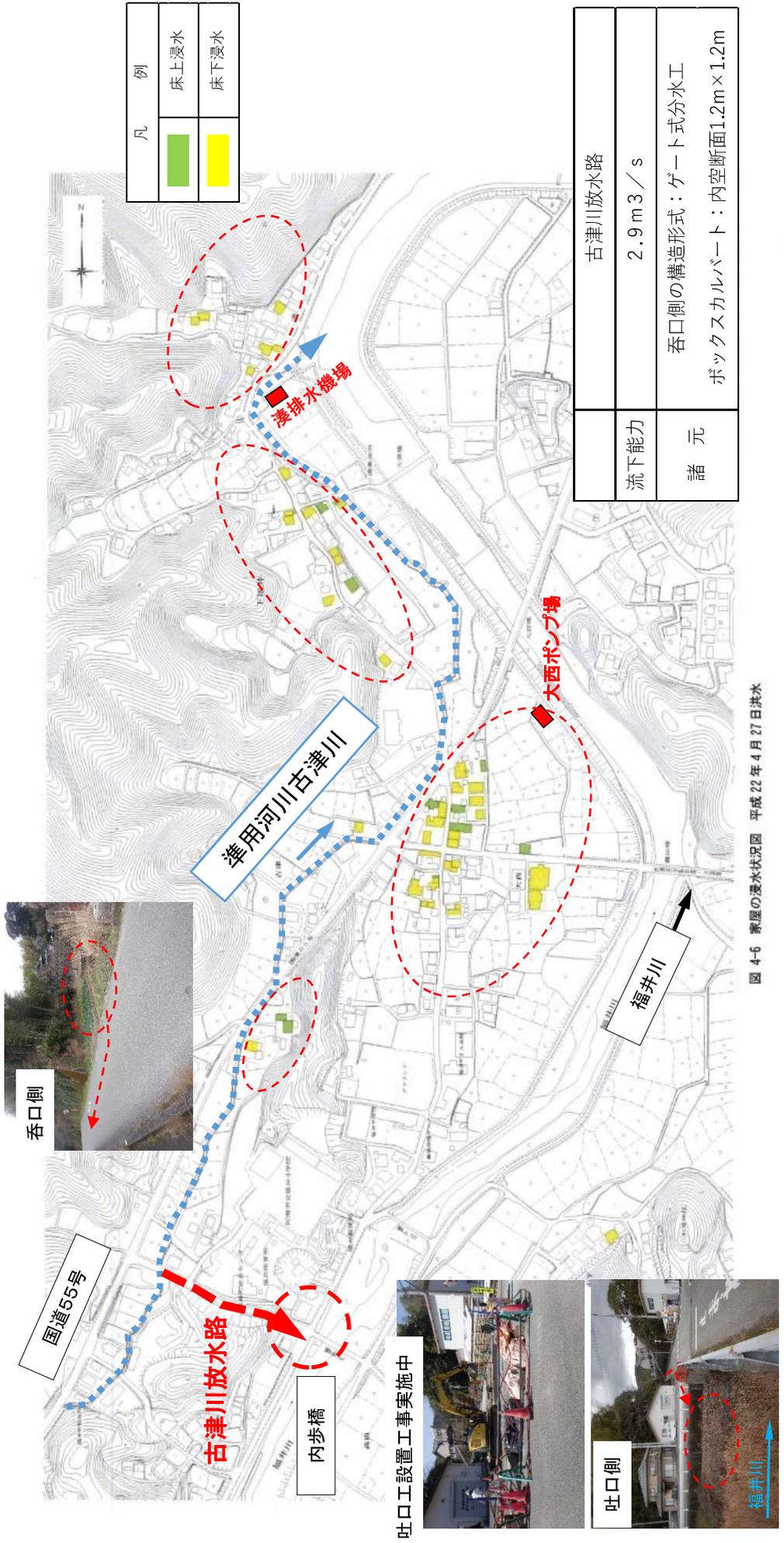


図 4-6 家屋の浸水状況図 平成 22 年 4 月 27 日洪水

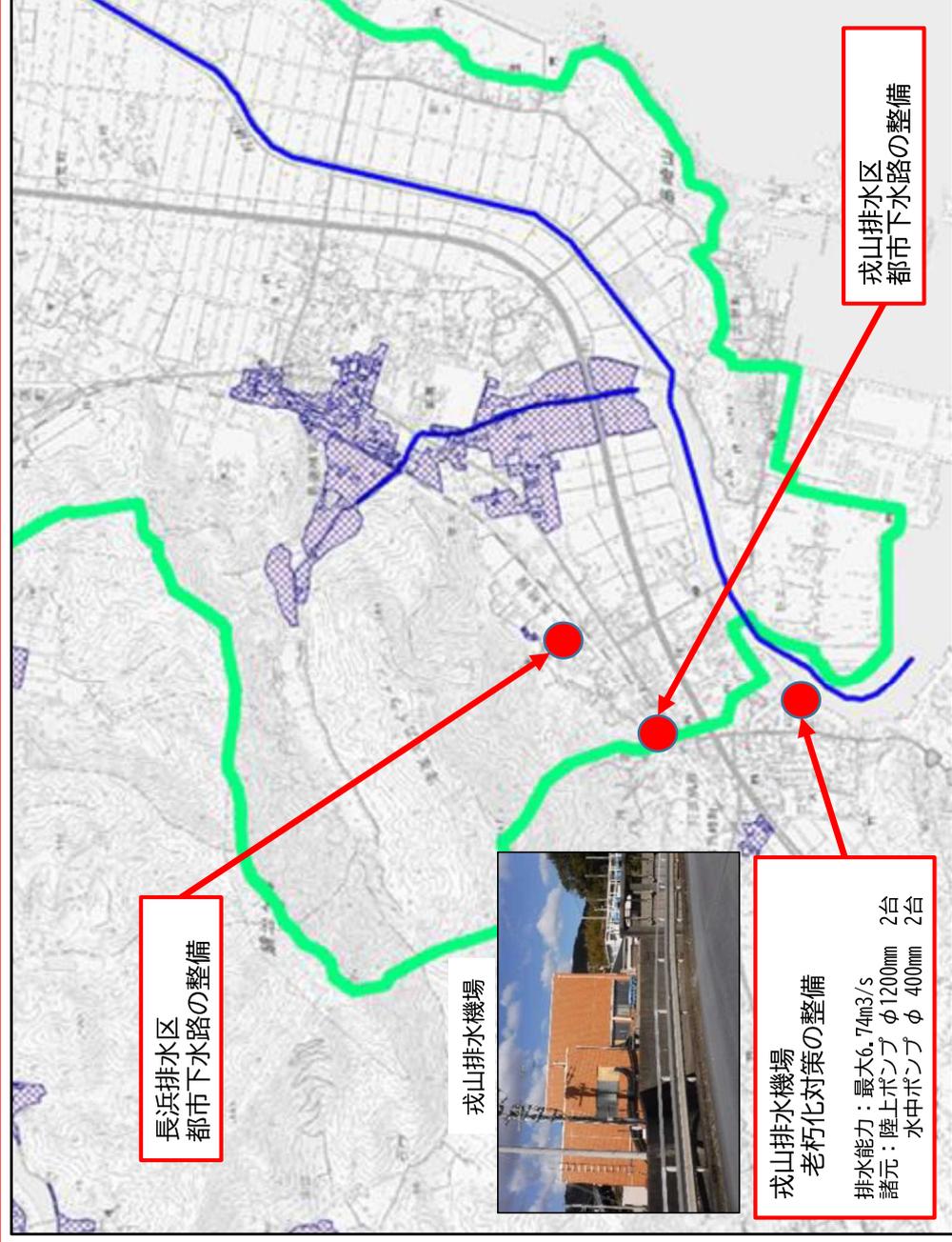
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 打樋川下流域における浸水被害の軽減を図るため、戒山排水区で都市下水道(幹線)整備を実施。
- 引き続き、戒山・長浜排水区での都市下水道整備を実施。
- 既存排水施設の計画的な設備更新による長寿命化対策に加え、耐水化対策、耐震化対策による排水機能の保持。

長浜排水区 (R7予定)



戒山排水区 (R5・R6実施)



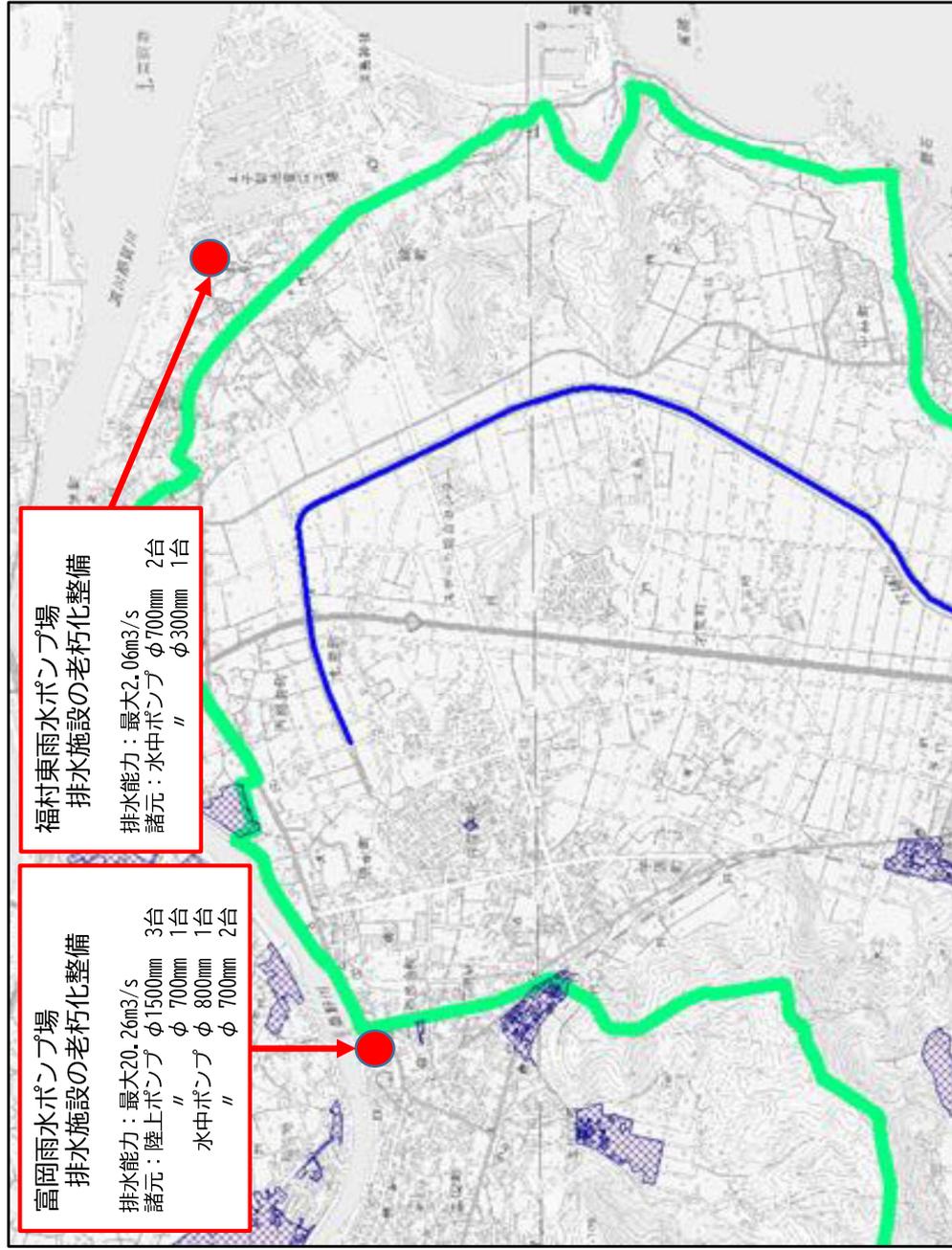
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

○既存排水施設の計画的な設備更新による老朽化対策に加え、耐水化対策による排水機能の保持。

富岡雨水ポンプ場



福村東雨水ポンプ場



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 牟岐町では、大雨や台風襲来時等備え、年間を通し職員研修として、定期的に排水機場のポンプ等の操作訓練を行い、保守点検や避難訓練及び災害対処実動演習を実施。
- 高台移転整備事業として、新庁舎周辺の騒音振動調査及び家屋事前調査が完了し、敷地造成工事に着手。
- 農地保全（草刈り、用水清掃）や河道掘削、樹木伐採、護岸等の老朽化対策を進め流域治水対策に取り組んでいきます。



ポンプ操作訓練



災害対処実動演習



農地保全



移転予定の役場庁舎



造成着手前



令和7年2月27撮影

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ①防災訓練として避難訓練等を実施しており、地震・大津波避難訓練は11月に実施しました。
- ②防災・減災に特化したスマートフォンアプリ「美波防災ナビ」の運用を令和2年度から開始しています。
- ③水害リスクの軽減を図るため、河道掘削や樹木伐採、排水路の老朽化対策を推進しています。
- ④農地では、農業用排水路の排水機能の保全や大雨等ため池が決壊した場合の備えとして、ため池浸水予測図を作成し、浸水区域の検討をしています。
- ⑤令和7年度に中小河川の洪水ハザードマップの作成を進め、流域治水対策に取り組んでいきます。



ため池浸水想定位置図



東由岐由宇 葦原の溜池



最大浸水域予測



農地保全



河道掘削



避難訓練



構成機関の取組状況(令和6年度)

美波町

■雨水バイパス水路の整備

近年多発しているゲリラ豪雨等の影響により、市街地では、たびたび浸水被害に見舞われているため、水路の新設・改良工事を進め、浸水被害の軽減に計画的に取り組んでいる。

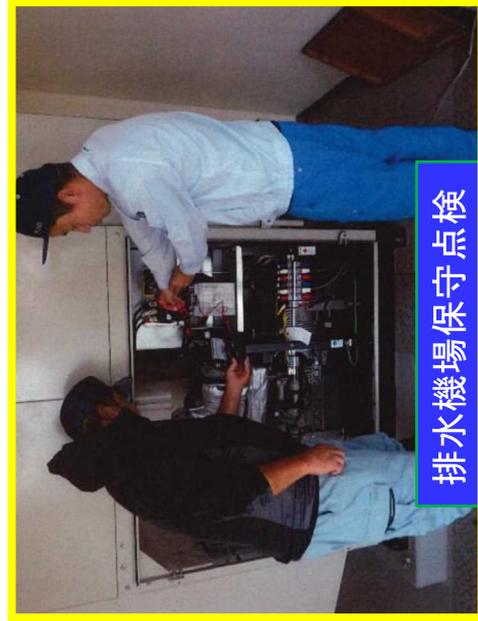
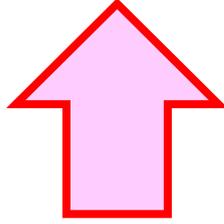


氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 久保川ほか2河川の河道掘削による河積の確保、排水機場保守点検を実施。
- 農地保全(草刈・用水清掃)による雨水貯留機能の維持。



河道掘削



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 防災教育、防災講座、防災訓練等の実施や地区防災計画の作成。
- 海陽町公式アプリ『ふるるんアプリ』等による、防災情報や避難所開設状況などの情報発信。



防災教育



防災講座



避難所運営訓練



地区防災計画

【ふるるんアプリ】



令和6(2024)年度の市町村支援について

徳島地方気象台

平時の取組み

- 気象台と市町村との「顔の見える関係」を構築
 - 県内全24市町村長との懇談を実施
 - 大規模氾濫減災協議会及び流域治水協議会などに参画し、連携を強化
- 「地域防災計画」、「水防計画」等の見直しを支援(助言)
 - 県、市町村の作成している「地域防災計画」、「水防計画」、「防災対応マニュアル」等の見直しを支援
 - 「洪水タイムライン」へ助言・見直しを支援
- 防災気象情報の理解・活用のための研修・訓練・イベント等への協力
 - 各協議会及び勉強会で気象情報についての解説を実施
 - 徳島県、県民局及び市町村での訓練及び防災イベント参加や講師派遣
 - 徳島県内の市町村の防災担当者を対象に、気象防災ワークショップを実施

気象防災ワークショップ



防災訓練



防災イベント



緊急時の取組み

- 「ホットライン」や「気象台からのコメント」などにより、予報官が想定する危機感を共有
 - 気象災害のおそれがあるときは、現象の切迫度や危険度に応じて、「気象台長」、「管理官(課長級)」、「専門職員(予報官など)」が各レベルでホットラインを実施
 - 台風及び前線等の影響による大雨が予測される場合において、河川事務所が開催する危機感共有会議にて気象解説を実施 (令和6年度は、台風第10号により、2回実施)
 - 台風及び前線等の影響による大雨が予測される場合等において、気象台と県及び市町村のPCを常時接続し、リアルタイムで危機感を伝達 (令和6年度は、台風第10号により体制を構築)
 - 災害対応支援のため「気象防災対応支援チーム(JETT)」を派遣
 - 徳島地方気象台から職員をJETTとして派遣 (南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、台風第10号関連)
- ### 災害後の取組み
- 市町村と「振り返り(聞き取り)」等を実施
 - 台風第10号の対応に係り、県・市町村の防災担当者にwebによるアンケートを実施
 - 顕著な事例については、直接訪問し、振り返りを行なう
 - 被災市町村に対して災害時気象支援を実施
 - 被災した市町村に対して、災害復旧活動を支援するために支援資料を提供

流域治水の見える化

徳島県東部 二級水系流域治水プロジェクト 【流域治水の具体的取組】

二級水系
流域治水プロジェクト

～ 安全・安心で地域の活力を守る流域治水対策 ～

護岸整備等による
河川改修【県】



整備率 63%

※県管理河川(重点対策河川)
の整備率
[整備済延長÷計画延長]
(令和6年3月末時点)

樹木伐採・
河道掘削【県】



1河川

(令和7年3月末時点)

地震・津波対策・
海岸保全の整備【県】



工事中 3海岸

(令和7年3月末時点)

排水機場の耐水化・
老朽化対策【県・市町】



工事中 7箇所

(令和7年3月末時点)

農地・農業用施設の
活用



6市町

(令和7年3月末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流出災害対策



治山対策等の
実施箇所 7箇所
砂防関連施設の
整備数 1箇所
(令和7年3月末時点)

立地適正化計画に
おける防災指針の作成



2市

(令和7年3月末時点)

避難のための
ハザードマップの整備



洪水浸水
想定区域 1河川

(令和7年3月末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保 洪水 1105施設
計画 土砂 122施設
個別避難
確保計画 6市町
(令和7年3月末時点)

防災出前講座の
実施団体数



83団体

(令和7年3月末時点)

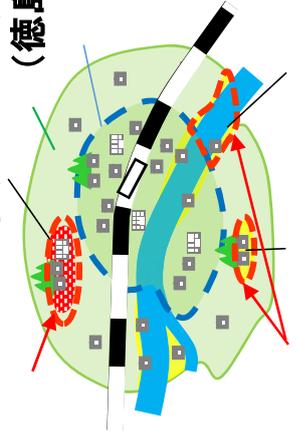
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

勝浦川河口部の地震・津波対策



被害対象を減少させるための対策

市街化調整区域内の浸水ハザード
エリア等における開発許可の厳格化
(徳島県)



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

ため池監視カメラ



徳島県南部 二級水系流域治水プロジェクト 【流域治水の具体的取組】

二級水系
流域治水プロジェクト

～ 安全・安心で地域の活力を守る流域治水対策 ～

護岸整備等による
河川改修【県】



整備率 59%
※県管理河川(重点対策河川)
の整備率
[整備済延長÷計画延長]
(令和6年3月末時点)

樹木伐採・
河道掘削【県】



8河川
(令和7年3月末時点)

地震・津波対策・
海岸保全の整備【県】



工事中 5河川
2海岸
(令和7年3月末時点)

排水機場の耐水化・
老朽化対策【県・市町】



工事中 5箇所
整備完了 1箇所
(令和7年3月末時点)

農地・農業用施設の
活用



5市町
(令和7年3月末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流出災害対策



治山対策等の
実施箇所 10箇所
砂防関連施設の
整備数 1箇所
(令和7年3月末時点)

立地適正化計画に
おける防災指針の作成



1町
(令和7年3月末時点)

公共施設・家屋等の
高台移転・高台整備



1箇所
(令和7年3月末時点)

避難のための
ハザードマップの整備



洪水・浸水
想定区域 4河川
(令和7年3月末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保 洪水 378施設
計画 土砂 69施設
個別避難
確保計画 5市町
(令和7年3月末時点)

防災出前講座の
実施団体数



70団体
(令和7年3月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
ほ場整備事業による排水路整備



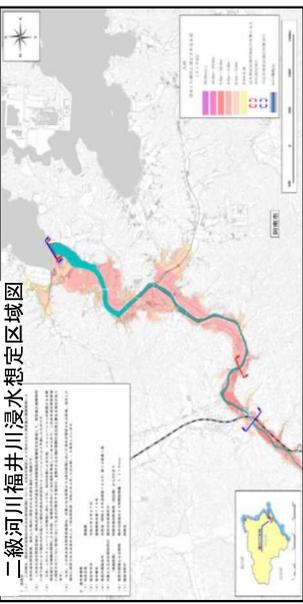
芳崎地区(阿南市那賀川町)

被害対象を減少させるための対策
高台整備 (イメージ)



防災公園
こともし
国道55号
JR牟岐線

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
水害リスク情報空白域解消に向けた取組み(徳島県)



二級河川福井川浸水想定区域図

令和 7 年度徳島県東部・南部圏域
二級河川大規模氾濫減災協議会 資料

(p.57～p.73)

- 【東部・南部】 大規模氾濫減災協議会 規約 . . . 資料 2 - 1
- 【東部・南部】 県及び関係機関の取組状況について . . . 資料 2 - 2

大規模氾濫減災協議会 規約

徳島県東部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「徳島県東部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、徳島県県土整備部東部県土整備局管内(以下「東部圏域」という。)の二級河川で、大規模氾濫が発生することを前提に、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、近年、薄れつつある「水防災意識社会」を再構築するとともに、堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備えるべくハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、勝浦川とし、東部圏域の対象河川以外の二級河川についても必要に応じて協議することができる。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会は、別表2にある機関をオブザーバーに置く。
3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等についてはWEBサイト等で速やかに公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、徳島県県土整備部河川政策課で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き及びその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

本規約は、平成30年5月31日から施行する。

本規約は、令和元年5月17日に改正する。

本規約は、令和2年5月21日に改正する。

本規約は、令和3年5月31日に改正する。

本規約は、令和4年5月30日に改正する。

本規約は、令和5年6月9日に改正する。

本規約は、令和6年5月22日に改正する。

別表 1

徳島市長
鳴門市市長
小松島市長
勝浦町長
上勝町長
気象庁 徳島地方気象台長
徳島県 県土整備部長
徳島県 県土整備部 東部県土整備局長
徳島県 企業局 総合管理推進センター所長
徳島県 危機管理部 防災対策推進課長
徳島県 危機管理部 消防保安課長

別表 2

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

別表 3

徳島市 河川水路課長 危機管理課長
鳴門市 土木課長 危機管理局参事官
小松島市 危機管理政策課長 都市整備課長
勝浦町 総務防災課長 建設課長
上勝町 総務課長 建設課長
徳島市 消防局 警防課長
鳴門市 消防本部 警防課長
小松島市 消防本部 消防課長
気象庁 徳島地方気象台 防災管理官
徳島県 県土整備部 河川政策課 課長補佐
徳島県 危機管理部 防災対策推進課 係長
徳島県 危機管理部 消防保安課 課長補佐
徳島県 県土整備部 東部県土整備局〈徳島庁舎〉 次長（機能再生担当）
徳島県 企業局総合管理推進センター 課長（発電担当）

徳島県南部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「徳島県南部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、徳島県南部総合県民局管内（以下「南部圏域」という。）の二級河川で、大規模氾濫が発生することを前提に、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、近年、薄れつつある「水防災意識社会」を再構築するとともに、堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備えるべくハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、福井川、日和佐川、海部川、宍喰川とし、南部圏域の対象河川以外の二級河川についても必要に応じて協議することができる。

(組織の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会は、別表2にある機関をオブザーバーに置く。
3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等についてはWEBサイト等で速やかに公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の協議については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、徳島県県土整備部河川政策課で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き及びその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

本規約は、平成30年5月30日から施行する。

本規約は、令和元年5月17日に改正する。

本規約は、令和2年5月29日に改正する。

本規約は、令和3年5月28日に改正する。

本規約は、令和4年5月31日に改正する。

本規約は、令和5年6月27日に改正する。

本規約は、令和6年5月22日に改正する。

別表 1

阿南市長
牟岐町長
美波町長
海陽町長
気象庁 徳島地方气象台長
徳島県 県土整備部長
徳島県南部総合県民局 地域創生防災部長
徳島県南部総合県民局 県土整備部長
徳島県南部総合県民局 県土整備部〈美波庁舎〉副部長

別表 2

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

別表 3

阿南市 危機管理課長 危機管理専門員 広域連携事業課長 土木課長
牟岐町 危機管理監 建設課長
美波町 消防防災課長 建設課長
海陽町 建設防災課長
阿南市 消防署長
海部消防組合 海南消防署長
気象庁 徳島地方气象台 防災管理官
徳島県県土整備部 河川政策課 課長補佐
徳島県南部総合県民局 地域創生防災部〈美波庁舎〉 係長
徳島県南部総合県民局 県土整備部〈阿南庁舎〉 課長
徳島県南部総合県民局 県土整備部〈美波庁舎〉 課長

県及び関係機関の取組状況について

7 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

東部

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、次のとおりとする。

項目	事項	内容	対象河川	徳島市	鳴門市	小松島市	勝浦町	上勝町	気象庁	徳島県	
		○緊急避難場所と避難所の違いを周知・広報 緊急避難場所と避難所の違いを周知・広報し、市民の認知度・理解度をあげる		実施状況 市HPや広報紙で市民へ周知・広報を実施する	実施状況 市公式ウェブサイトに及び広報紙を活用し、市民へ周知・啓発を行う。	実施状況 市HP・SNSや広報誌、ハザードマップを活用し、市民への周知・広報を実施する。	実施状況 マイ・タイムライン・ワークショップの開催時及びHP・SNSで啓発を実施	実施状況 令和2年度作成の総合防災ハザードマップに記載済み	実施状況	実施状況	
		○平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項									
		○想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域等の作成・公表及び周知を実施	勝浦川								
		○想定最大規模の浸水想定区域を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表及び周知を実施	勝浦川	R3.3作成 R3.4公表、R3.7周知		H31.4.1作成・公表済	R3.3作成・公表済周知を実施	R2年度防災ハザードマップを全戸配布及びホームページ掲載		H30.5.29作成・公表済 R2.3.23勝浦川（正木ダム下流）作成・公表済	
		○浸水実績等の周知 平成26年台風の浸水痕跡マップをウェブで公表 平成16・26年台風の浸水痕跡マップを共有	全河川	平成16年台風23号浸水痕跡マップをウェブで公表（平成22年度に市内全戸配付）		平成26年台風11号・12号浸水痕跡マップをウェブで公表（令和元年度に市内全戸配付）	R3.3作成・公表済周知を実施	R2年度防災ハザードマップを全戸配布及びホームページ掲載		平成26年台風11号、12号の浸水痕跡マップをウェブで公表	
		○関係機関が連携した避難訓練等の充実 各機関の避難訓練の実施状況等を共有し、関係機関が連携した避難訓練等を検討	全河川			R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 R5.11.12 総合防災訓練の実施 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	老人福祉施設において、年2回消防訓練を実施	避難訓練等の充実のため、助言及び参加する。	R5.4.21 県管理ダム下流にて住民参加型の避難訓練・情報伝達訓練を実施	
		○防災教育の促進 一級河川協議会のモデル校の取組を共有	全河川	R元年度に中学校、福祉施設にて出前講座実施		令和4年度以降も、自主防災組織や福祉施設、学校、企業等への出前講座を実施 市職員全員に防災士の取得研修を実施（R2年度～R5年度） 本市に住所を有する人または本市に通勤若しくは通学している人への防災士を取得に係る費用の一部の補助を実施（R2年度～） 本市に在住・通勤・通学している防災士からなる「小松島市防災士の会」を結成し、会員を対象とした定期的な研修を実施（R6.3～） 継続して実施	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	R2.10.14 上勝小学校4年生を対象に、避難所、防災倉庫等についての防災教育を実施 R4.10.18 上勝中学校1年生を対象に避難所、防災倉庫等について防災教育を実施 R5.11.27 上勝小学校5・6年生を対象に防災教育を実施		R3年度 2団体系延べ117名を対象に「水防に関する出前講座」を実施 R4年度 2団体系延べ88名を対象に「水防に関する出前講座」を実施 R5年度 3団体系延べ162名を対象に「水防に関する出前講座」を実施 県内の小中学校において水害に関する防災出前授業を実施し、取組状況を県HPで公開し共有 R5.11.14 初級工事現場において、地元の小学校の児童を対象に防災学習を実施し、取組状況を県HPで公開し共有	引き続き実施
		「水防に関する出前講座」の実施 「水防の日」の学習会を実施			学校、自主防災組織等に対して出前講座を実施。						
		出前講座の実施									

7 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

東部

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、次のとおりとする。

項目	内容	徳島市		鳴門市		小松島市		勝浦町		上勝町		気象庁		徳島県	
		実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期
○共助の仕組みの強化 自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例を共有し、より充実した取組を検討・調整 地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した高齢者に対する水害からの避難行動の理解促進に向けた取組について検討・調整するとともに、その取組状況について共有 要配慮者利用施設への避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・対応 ○住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	全河川	R3年度に作成したハザードマップの裏面に「マイタイムライン」を掲載。	作成したハザードマップの裏面に「マイタイムライン」を掲載。出前講座等で活用する。												
		R3年度に作成したハザードマップの裏面に「マイタイムライン」を掲載。	作成したハザードマップの裏面に「マイタイムライン」を掲載。出前講座等で活用する。												
○河川監視カメラの整備 切迫性の伝わる映像を提供できる河川監視カメラを整備し、動画を配信	勝浦川 生名谷川 新堀川 他4河川 勝浦川 新池川 船喰川 園瀬川 大谷川 神田瀬川														
○危機管理型水位計の整備 洪水時にきめ細やかな水位把握が可能な危機管理型水位計を整備・運用	勝浦川 生名谷川 新堀川 他4河川														
○円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項															
○水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 ○重要水防箇所の確認 毎年、出水期前に河川管理者と水防関係者が共同して点検を実施 ○水防資機材の整備 毎年、各構成員が保有する水防資機材の配置について共有し、水防資機材の整備を検討 ○水防に関する広報の充実 協議会の場を活用し、先進事例を踏まえた広報の充実を	全河川	R3年度に作成したハザードマップの裏面に「マイタイムライン」を掲載。	作成したハザードマップの裏面に「マイタイムライン」を掲載。出前講座等で活用する。												
		R3年度に作成したハザードマップの裏面に「マイタイムライン」を掲載。	作成したハザードマップの裏面に「マイタイムライン」を掲載。出前講座等で活用する。												
○重要水防箇所の確認 毎年、出水期前に河川管理者と水防関係者が共同して点検を実施	全河川	R5.6.7県合同巡視点検実施	出水期前	引き続き実施	R4.6.2重要水防区域巡視（県合同） R5.6.5重要水防区域巡視（県合同）	引き続き実施	R4.6.7重要水防区域巡視（県合同）	引き続き実施	R4.6.7重要水防区域巡視（県合同）	引き続き実施	R5.6.29危険箇所の点検（県合同）	引き続き実施	出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	
○水防資機材の整備 毎年、各構成員が保有する水防資機材の配置について共有し、水防資機材の整備を検討	全河川	R5.3水防倉庫・水防資器材調査実施	毎年3月頃	R6年度（予定）	水防資機材の取扱い訓練の実施	引き続き実施	点検の実施	引き続き実施	点検の実施	引き続き実施	実施中	実施中	実施中	引き続き実施	
○水防に関する広報の充実 協議会の場を活用し、先進事例を踏まえた広報の充実を	全河川				消防分団に対して水防資機材（ライフレジヤケット）の配布（約9400個）									R2.6.1県HPに水防の日関連WEBギャラリーを創設	引き続き実施

7 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

東 部

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、次のとおりとする。

項目	事項	内容	徳島市		鳴門市		小松島市		勝浦町		上勝町		徳島県	
			実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期
○水防訓練の充実	多様な関係機関が参加する、より実践的な訓練を検討	○水防団間での連携、協力協議会の場を活用し、より広域的、効率的な協力内容等について検討	R4～	毎年5月頃（適宜）令和4年度～	R4～	毎年9月に実施	R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施	R4.9.4 全町一斉防災訓練（水防対応）の実施	引き続き実施	総合防災訓練を毎年9月に実施	引き続き実施	国・関係市町・気象台・マスコミ参加の洪水対応演習を毎年実施	引き続き実施
			R4～	毎年5月頃（適宜）令和4年度～	R4～	毎年9月に実施	R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施	R4.9.4 全町一斉防災訓練（水防対応）の実施	引き続き実施	総合防災訓練を毎年9月に実施	引き続き実施	国・関係市町・気象台・マスコミ参加の洪水対応演習を毎年実施	引き続き実施
○市町庁舎や災害拠点病院等の自営水防の推進に関する事項	○市町庁舎や災害拠点病院等への情報伝達の充実 協議会の場において、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法を検討	○市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実 協議会の場において、各施設の機能確保に関する情報を共有し、必要な対策を実施	R4～	毎年5月頃（適宜）令和4年度～	R4～	毎年9月に実施	R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施	R4.9.4 全町一斉防災訓練（水防対応）の実施	引き続き実施	総合防災訓練を毎年9月に実施	引き続き実施	国・関係市町・気象台・マスコミ参加の洪水対応演習を毎年実施	引き続き実施
			R4～	毎年5月頃（適宜）令和4年度～	R4～	毎年9月に実施	R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施	R4.9.4 全町一斉防災訓練（水防対応）の実施	引き続き実施	総合防災訓練を毎年9月に実施	引き続き実施	国・関係市町・気象台・マスコミ参加の洪水対応演習を毎年実施	引き続き実施
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	○排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備 排水施設の定期的な点検や操作方法の確認を行い、洪水時の稼働体制を確保 毎年、排水ポンプ車や排水資機材の点検及び訓練を実施 排水ポンプ車の適切な配置計画を検討	○浸水被害軽減地区の検討 水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、想定最大規模降雨による洪水の氾濫シミュレーションや地形データを共有 治水協定に基づく事前放流の実施 関係機関と連携し、勝浦川水系治水協定に基づく事前放流を確実に実施	R4～	毎年5月頃（適宜）令和4年度～	R4～	毎年9月に実施	R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施	R4.9.4 全町一斉防災訓練（水防対応）の実施	引き続き実施	総合防災訓練を毎年9月に実施	引き続き実施	国・関係市町・気象台・マスコミ参加の洪水対応演習を毎年実施	引き続き実施
			R4～	毎年5月頃（適宜）令和4年度～	R4～	毎年9月に実施	R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施	R4.9.4 全町一斉防災訓練（水防対応）の実施	引き続き実施	総合防災訓練を毎年9月に実施	引き続き実施	国・関係市町・気象台・マスコミ参加の洪水対応演習を毎年実施	引き続き実施
(4) 河川管理施設の整備等に関する取組	○堤防等河川管理施設の整備 河川の整備方針等を協議会で共有し、整備を順次実施 ○樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 定期的な点検や操作方法の確認を行い、洪水時の稼働体制を確保 ○重要インフラの機能確保 各構成員がそれぞれ又は連携して実施する防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有	○治水協定に基づく事前放流の実施 関係機関と連携し、勝浦川水系治水協定に基づく事前放流を確実に実施	R4～	毎年5月頃（適宜）令和4年度～	R4～	毎年9月に実施	R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施	R4.9.4 全町一斉防災訓練（水防対応）の実施	引き続き実施	総合防災訓練を毎年9月に実施	引き続き実施	国・関係市町・気象台・マスコミ参加の洪水対応演習を毎年実施	引き続き実施
			R4～	毎年5月頃（適宜）令和4年度～	R4～	毎年9月に実施	R3.11.14 総合防災訓練の実施 R4.11.13 総合防災訓練の実施予定であったが、天候不良のため中止 総合防災訓練の実施（年1回）	引き続き実施	R4.9.4 全町一斉防災訓練（水防対応）の実施	引き続き実施	総合防災訓練を毎年9月に実施	引き続き実施	国・関係市町・気象台・マスコミ参加の洪水対応演習を毎年実施	引き続き実施

7 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

南部

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、次のとおりとする。

項目事項	内容		阿南市		牟岐町		美波町		海陽町		徳島県	
	内容	実施状況	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組												
① 情報伝達、避難計画等に関する事項												
○洪水時に河川管理者から市町村に提供される情報の内容、タイミング、避難指示等の発令対象区域・判断基準等の確認 タイムラインの作成・改良・周知	福井川 日和佐川 海部川 穴喰川	R元福井川タイムライン策定・公表済 平成29年度にホットラインを構築済	引き続き実施	引き続き実施	R1.12.25 日和佐川策定・公表済 平成29年度にホットラインを構築済	引き続き実施	引き続き実施	海部川・穴喰川について避難指示等の判断基準を策定済 ホットラインを構築済	引き続き実施	H30.8.30 福井川策定・公表済 R1.12.25 日和佐川・海部川・穴喰川策定・公表済 平成29年度にホットラインを構築済	引き続き実施	引き続き実施
○洪水時における河川管理者からの情報提供 ホットラインの構築・連絡体制の確認	福井川 日和佐川 海部川 穴喰川	水位周知河川の拡大や水害リスク情報空白域の解消に向けた情報提供等を検討 気象庁が提供するキキクル（洪水警報の危険度分布）の活用を検討	引き続き実施	引き続き実施	水位周知河川の拡大や水害リスク情報空白域の解消に向けた情報提供等 気象庁が提供する洪水警報の危険度分布の活用を検討	引き続き実施	引き続き実施	実施中	引き続き実施	県が管理する中小河川での水害リスク情報の充実に向けた取組を実施 県HP「徳島県水防情報」に気象庁HP「洪水警報の危険度分布」へのリンクを追加	引き続き実施	引き続き実施
○ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実 徳島県水防情報 川の防災情報 徳島県土防災情報システム 警報のキキクル（危険度分布） すだちくんメールの活用を促進 水位情報等のアラートによる配信を実施 洪水予報河川の氾濫危険情報等のブッシュ型配信	全河川	防災行政無線と連携したLINE配信（R4整備） 災害情報入手手段について「広報あなつん」6月号に掲載 市HPの「災害時防災情報」内にリンクを貼付	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	海部川地域のインターネットを活用し、河川等に設置したウェアラブル端末の活用	引き続き実施	実施中	引き続き実施	引き続き実施
○広域避難体制の検討 国管理河川の先行事例を共有し、広域避難を検討	福井川 日和佐川 海部川 穴喰川	県からの情報について共有	引き続き実施	引き続き実施	協議会で国の先行事例について共有	引き続き実施	引き続き実施	HPへの雨量観測システムとの公開 海部川地域のインターネットを活用し、河川等に設置したウェアラブル端末の活用	引き続き実施	実施中	引き続き実施	引き続き実施
○防災施設の機能に関する情報提供の充実 ダム、堤防等の整備効果や現時点で有する機能等を共有	全河川	関係機関と情報共有	引き続き実施	引き続き実施	関係機関と情報共有	引き続き実施	引き続き実施	関係機関と情報共有	引き続き実施	関係機関と情報共有	引き続き実施	引き続き実施
○ダム放流情報を活用した避難体系の確立 ダムの操作やその際に提供される情報とその意味等について共有	福井川	県からの情報について共有	引き続き実施	引き続き実施		引き続き実施	引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施	引き続き実施
○要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成・避難訓練の実施に対する支援 平成30年3月（老人福祉施設、障がい者福祉施設）、令和4年3月（原草福祉施設）に実施したモデル施設の避難訓練の成果を共有 「避難訓練の手引き」を用いて訓練を支援	全河川	各施設から「訓練実施結果報告書」を提出していただいた成果を共有	引き続き実施	引き続き実施	実施中	引き続き実施	引き続き実施	実施中	引き続き実施	モデル施設での避難訓練の成果等を県HPで公開し共有	引き続き実施	引き続き実施
○災害情報の共有体制の強化 各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整	全河川	共有情報や共有方策等を検討	引き続き実施	引き続き実施	共有情報や共有方策等を検討	引き続き実施	引き続き実施	共有情報や共有方策等を検討 情報共有ツール「リスクロ」を活用し、町職員、消防団員、自主防災会会長、災害時の被害状況等の情報をリアルタイムに共有	引き続き実施	災害情報の共有 水災害に関する減災会議を開催	引き続き実施	引き続き実施

7 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

南部

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、次のとおりとする。

項目事項	内容	阿南市		牟岐町		美波町		海陽町		気象庁		徳島県	
		実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期
②	平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項												
	○想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表及び周知を実施	福井川 日和佐川 海部川 宋喰川	R3.9 作成・公表 済 R4 印刷・配布			R3.3 作成・公表 済						H30.5.29 海部川作成・公表済 H31.1.24 福井川・宋喰川作成・公表済 R1.8.27 日和佐川作成・公表済 R2.3.23 福井川(福井ダム下流)作成・公表済	引き続き 実施
	○想定最大規模の浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表及び周知を実施	福井川 日和佐川 海部川 宋喰川	R3.9 作成・公表 済 R4 印刷・配布			R3.3 作成・公表 済							
	○浸水実績等の周知 平成26年台風の浸水痕跡マップを共有 平成16・26年台風の浸水痕跡マップを共有	全河川	引き続き 実施	県HPとリンク	引き続き 実施	県HPとリンク	引き続き 実施						平成26年台風11号、12号の浸水痕跡マップをウェブ上で公表
	○関係機関が連携した避難訓練等の充実 各機関の避難訓練の実施状況等を共有し、関係機関が連携した避難訓練等を検討	全河川	引き続き 実施	各機関の避難訓練の実施状況等を共有し、関係機関が連携した避難訓練等を検討	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	各学校や団体と連携し、町内一斉避難訓練に併せて防災学習やWSを実施。	引き続き 実施	避難訓練等の充実のため、助言及び参加する。			R5.4.21 県管理ダム下流にて自主防災組織と連携した情報伝達訓練を実施
	○防災教育の促進 一級河川協議会のモデル校の取組を共有	全河川	引き続き 実施		引き続き 実施	実施中	引き続き 実施						
	「水防に関する出前講座」の実施 「水防の日」の学習会を実施		引き続き 実施	実施を検討	引き続き 実施								R4年度 3団体延べ148名を対象に「水防に関する出前講座」を実施 R5.11.14砂防工事現場において、地元の小学校の児童を対象に防災学習を実施し、取組状況を県HPで公開し共有
	出前講座の実施												自主防災組織等を対象に水害に関する防災出前講座を実施
	○共助の仕組みの強化 自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例を共有し、より充実した取組を検討・調整	全河川	引き続き 実施	「災害時要支援者個別避難計画」をモデルケース的に作成する中で地域調整会議を開催	引き続き 実施	訓練の状況を共有	令和4年度～	関係機関と連携	令和4年度～				訓練の状況を共有

7 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

南部

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、次のとおりとする。

項目事項	内容		対象河川		阿南市		牟岐町		美波町		海陽町		徳島県		
	内容	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	
③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した高齢者に対する水害からの避難行動の理解促進に向けた取組について検討・調整すること、その取組状況について共有	阿南市生活支援センター・ケアマネジャー「災害時要支援者個別避難計画」をモデルケース的に作成	引き続き実施	県と連携し検討	令和4年度～	各施設と連携し取り組む	関係機関と連携	令和4年度～	町と連携し、包括ケアセンターの職員をはじめとした要配慮者利用施設を対象に防災講座を実施し、「要配慮者利用施設のタイムライン」を作成（R4.8.4那賀町、R5.8.3美波町）。その状況を県HPで公開し、各市町村と連携し検討	令和4年度～	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	町と連携し、包括ケアセンターの職員をはじめとした要配慮者利用施設を対象に防災講座を実施し、「要配慮者利用施設のタイムライン」を作成（R4.8.4那賀町、R5.8.3美波町）。その状況を県HPで公開し、各市町村と連携し検討	令和4年度～	
	要配慮者利用施設への避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整	保健所や関係施設等と連携し会議や避難訓練を実施	引き続き実施	県と連携し検討	令和4年度～	各施設と連携し取り組む	関係機関と連携	令和4年度～	関係機関と連携し実施	令和4年度～	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	令和4年度～
	〇住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	全河川	引き続き実施	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	引き続き実施	県と連携し、「ファミリータイムライン」作成教室を実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	関係機関と連携し実施	引き続き実施
② 的確な水防活動のための取組	〇危機管理型水位計の整備	福井川 日和佐川 海部川 穴喰川 他7河川	引き続き実施	点検を実施	引き続き実施	出水期前に共同点検を実施	出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
	洪水時にきめ細やかな水位把握が可能な危機管理型水位計を整備・運用	福井川 日和佐川 海部川 穴喰川 桑野川 岡川 奥瀧川 牟岐川	引き続き実施	水防資機材の整備	引き続き実施	出水期前に共同点検を実施	出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
〇河川監視カメラの整備	切迫性の伝わる映像を提供できる河川監視カメラを整備し、動画を配信	福井川 日和佐川 海部川 穴喰川 桑野川 岡川 奥瀧川 牟岐川	引き続き実施	水防資機材の整備	引き続き実施	出水期前に共同点検を実施	出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項	〇重要水防箇所を確認	全河川	引き続き実施	協議会の場を活用し、先進事例を踏まえた広報の充実	引き続き実施	出水期前に共同点検を実施	出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
〇重要水防箇所を確認	毎年、出水期前に河川管理者と水防関係者が共同して点検を実施	全河川	引き続き実施	協議会の場を活用し、先進事例を踏まえた広報の充実	引き続き実施	出水期前に共同点検を実施	出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
〇水防資機材の整備	毎年、各構成員が保有する水防資機材の配置について共有し、水防資機材の整備を検討	全河川	引き続き実施	協議会の場を活用し、先進事例を踏まえた広報の充実	引き続き実施	出水期前に共同点検を実施	出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
〇水防に関する広報の充実	協議会の場を活用し、先進事例を踏まえた広報の充実	全河川	引き続き実施	協議会の場を活用し、先進事例を踏まえた広報の充実	引き続き実施	出水期前に共同点検を実施	出水期前に共同点検を実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施

7 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

南部

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、次のとおりとする。

項目事項	内容	阿南市		牟岐町		美波町		海陽町		徳島県	
		実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期	実施状況	目標時期
○水防訓練の充実 多様な関係機関が参加する、より実践的な訓練を検討	○水防団間の連携、協力 協議会の場を活用し、より広域的、効率的な協力内容等について検討	R4.10 阿南市総合 防災訓練実施（加 茂谷中）	引き続き 実施	多様な関係機関が 参加する、より実 践的な訓練を検討	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	関係機関との訓練 を検討	引き続き 実施	国・関係市町・気 象台・マスコミ参 加の洪水対応演習 を毎年実施	引き続き 実施
		協議会で各構成機 関の水防団の取組 について共有	引き続き 実施	協議会の場を活用 し、効率的な協力内 容等について検討	引き続き 実施	協議会の場を活用 し情報共有	引き続き 実施	協議会で各構成機 関の水防団の取組 について共有	引き続き 実施		
② 市町庁舎や災害拠点病院等の自営水防の推進に関する事項											
○市町庁舎や災害拠点病院等への情報伝達の充実 協議会の場において、各施設管理者等に対する洪水時の 情報伝達体制・方法を検討	○市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実 協議会の場において、各施設の機能確保に関する情報を 共有し、必要な対策を実施	福井川 日和佐川 海部川 宍喰川	引き続き 実施	市公式LINEや阿南 市登録制メールの 活用	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	Lアラートによる 水防情報の発信	引き続き 実施
		福井川 日和佐川 海部川 宍喰川	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施		
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組											
○排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備 排水施設の定期的な点検や操作方法の確認を行い、洪水 時の稼働体制を確保 毎年、排水ポンプ車や排水資機材の点検及び訓練を実施 排水ポンプ車の適切な配置計画を検討	○浸水被害軽減地区の検討 水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考とな るよう、想定最大規模降雨による洪水の氾濫シミュレー ションや地形データを共有	全河川	引き続き 実施	阿南市総合防災訓 練において紹介・ 展示	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	R2.5.11 訓練実施	引き続き 実施
		福井川 日和佐川 海部川 宍喰川	引き続き 実施			引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	実施中	引き続き 実施	H30.5.29 海部川 実施済 H31.1.24 福井川・ 宍喰川実施済 R1.8.27 日和佐川 実施済 R2.3.23 福井川 (福井ダム下流) 実施済
○事前放流の実施 関係機関と連携し、福井川における事前放流を確実に実 施		福井川								R2.6.19事前放流実 施要領策定	
(4) 河川管理施設の整備等に関する取組											
○堤防等河川管理施設の整備 河川の整備方針等を協議会で共有し、整備を順次実施	○樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 定期的な点検や操作方法の確認を行い、洪水時の稼働体 制を確保	全河川								実施中	引き続き 実施
		全河川								実施中	引き続き 実施
○重要インフラの機能確保 各構成員がそれぞれ又は連携して実施する防災施設の整 備等の実施状況や今後の予定等について共有		全河川	引き続き 実施	防災施設の整備等 の実施状況や今後 の予定等について 共有	引き続き 実施	防災施設の整備等 の実施状況や今後 の予定等について 共有	引き続き 実施	防災施設の整備等 の実施状況や今後 の予定等について 共有	引き続き 実施	防災施設の整備等 の実施状況や今後 の予定等について 共有	引き続き 実施

水災害に関する減災会議 資料

(p.74～p.99)

- | | | |
|---------------------------|-----|----------|
| 中小河川の「洪水浸水想定区域図」の公表について | ・・・ | 資料 3 - 1 |
| 土砂災害防止対策の推進について | ・・・ | 資料 3 - 2 |
| 下水道の浸水対策及び水道事業の水災害対策について | ・・・ | 資料 3 - 3 |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について | ・・・ | 資料 3 - 4 |
| 防災気象情報の改善について | ・・・ | 資料 3 - 5 |

中小河川の「洪水浸水想定区域図」の公表について

徳島県県土整備部 河川整備課

中小河川の「洪水浸水想定区域図」の公表について

「水防法」の変遷と県の対応

＜法改正の趣旨＞ 「想定を超える洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、「逃げ遅れゼロ」を図る

平成17年 法改正	平成27年 法改正	令和3年 法改正
H16.7月 新潟・福島豪雨 ・刈谷田川（新潟県長岡市）など 河川の破堤、氾濫による激甚な被害が多発し、避難行動要支援者等の逃げ遅れ・孤立被害が発生 ○「洪水予報河川」に加え、「水位周知河川」の浸水想定区域指定【義務づけ】 ○作成する浸水想定区域図は、「計画規模（概ね1/50）」 ○市町村のハザードマップ作成【義務づけ】	H26.8月豪雨 ・由良川（京都府福知山市）など 河川堤防などの施設計画を上回るような洪水による甚大な被害が多発 ○「想定最大規模（1/1,000以上）」の浸水想定区域指定【義務づけ】	R元.10月東日本台風 ・千曲川（長野県長野市）など R2.7月豪雨 ・球磨川（熊本県人吉市）など 浸水想定区域図のない中小河川のはん濫により人的被害が発生 ○「洪水予報河川」、「水位周知河川」以外の中小河川の浸水想定区域指定【義務づけ】

県対応	R22.5月 『計画規模』の想定図完了	R元.8月 『想定最大規模』の想定図完了
洪水予報河川：勝浦川 水位周知河川：桑野川など15河川 計16河川	洪水予報河川：勝浦川 水位周知河川：桑野川など15河川 計16河川	R6.4：「152河川」想定図・公表 R7.5：「280河川」想定図・公表 R7.12：「56河川」想定図・公表（予定）

①中小河川の洪水浸水想定区域図作成（県の役割）

吉野川水系鶯ヶ谷川 洪水浸水想定図（想定最大規模）

※羽賀川、桑野川は国が公表済み（H28.5月）

年60回開催

募集案内(例)

②洪水浸水想定図を活用した「防災出前講座」(県の役割)

防災出前講座実施状況(例)

③洪水ハザードマップ作成（市町村の役割）

④R6年度：152河川の想定図公表

⑤R7年度：494河川の想定図公表(完)

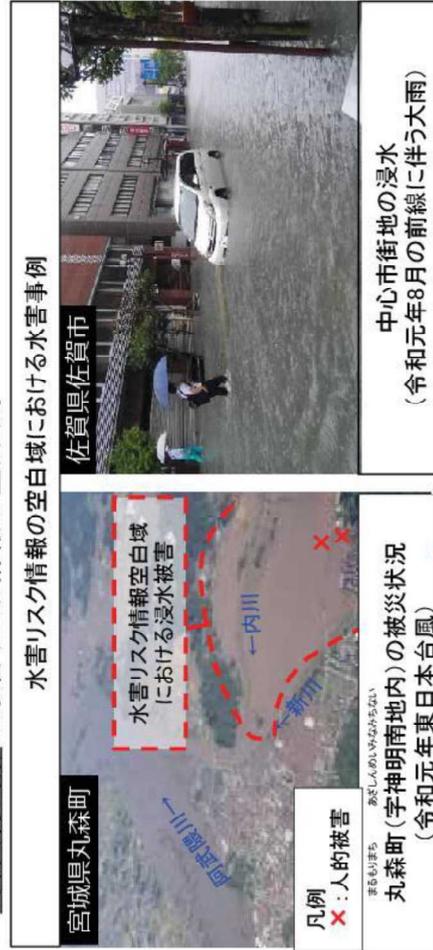
水害リスク情報の充実（浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消）（1/2）

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

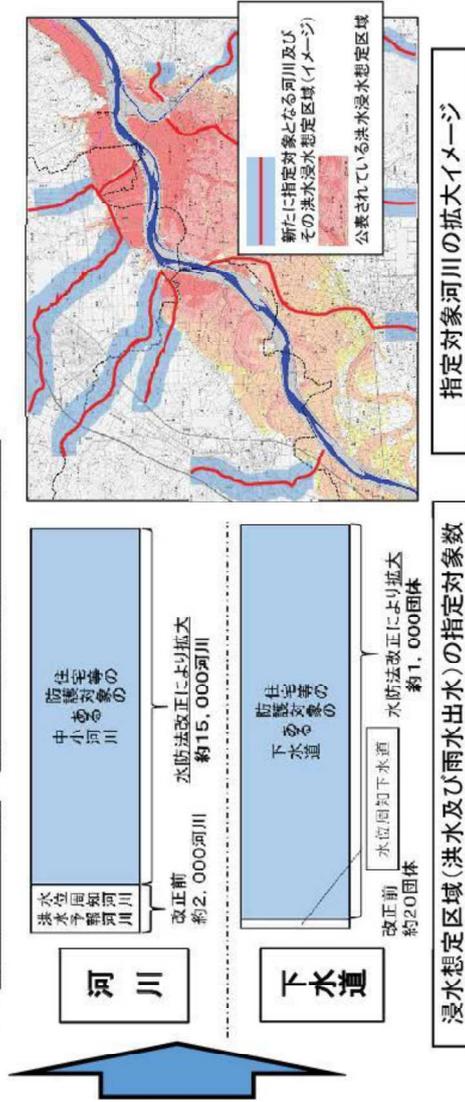
■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



浸水想定区域図

ハザードマップ

河川
(洪水)
下水道
(雨水出水)

令和7年度までに完了※

令和7年度までに約800団体完了※

令和8年度までに完了目標

浸水想定区域図作成後速やかに作成

※ 第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付け

水害リスク情報の充実（浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消）(2/2)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の
取組

- ・河川事業（ハード整備）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業（ハード整備）の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

河川（洪水）		下水道（雨水出水）	
事業名	水害リスク情報整備推進事業	内水浸水リスクマネジメント推進事業	
浸水想定区域図	ハザードマップ※ <small>※ 都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に限る。</small>	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	都道府県、市町村	市町村
補助率	国：1/3	国：1/3 県：1/3	国：1/2
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		下水道事業（都市下水道を含む）を実施する全ての地方公共団体
備考 （その他注意 事項等）	○ 支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。 ○ 令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。	○ 浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 ○ 令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 <small>※ 雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。</small>	

土砂災害防止対策の推進について

徳島県県土整備部 砂防防災課

1. 「土砂災害警戒区域」の新たな指定に向けた取組

- ◆令和5年度まで：高精度な地形情報を用い、新たに調査対象箇所を「3,895箇所」抽出
- ◆令和6年度から：県下全域で「基礎調査」に本格的に着手調査対象箇所を県HPで公表（R6.12）

- ◆要配慮者利用施設や避難場所等が含まれる箇所から優先的に実施
- 令和6年度末「159箇所」調査完了、現在「203箇所」で調査を実施中



基礎調査の実施状況

- ◆令和7年度：調査完了箇所から順次、土砂災害警戒区域に指定引き続き「基礎調査」を推進

【調査推進にあたってのお願い(県と市町村との連携)】

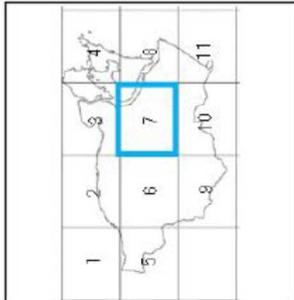
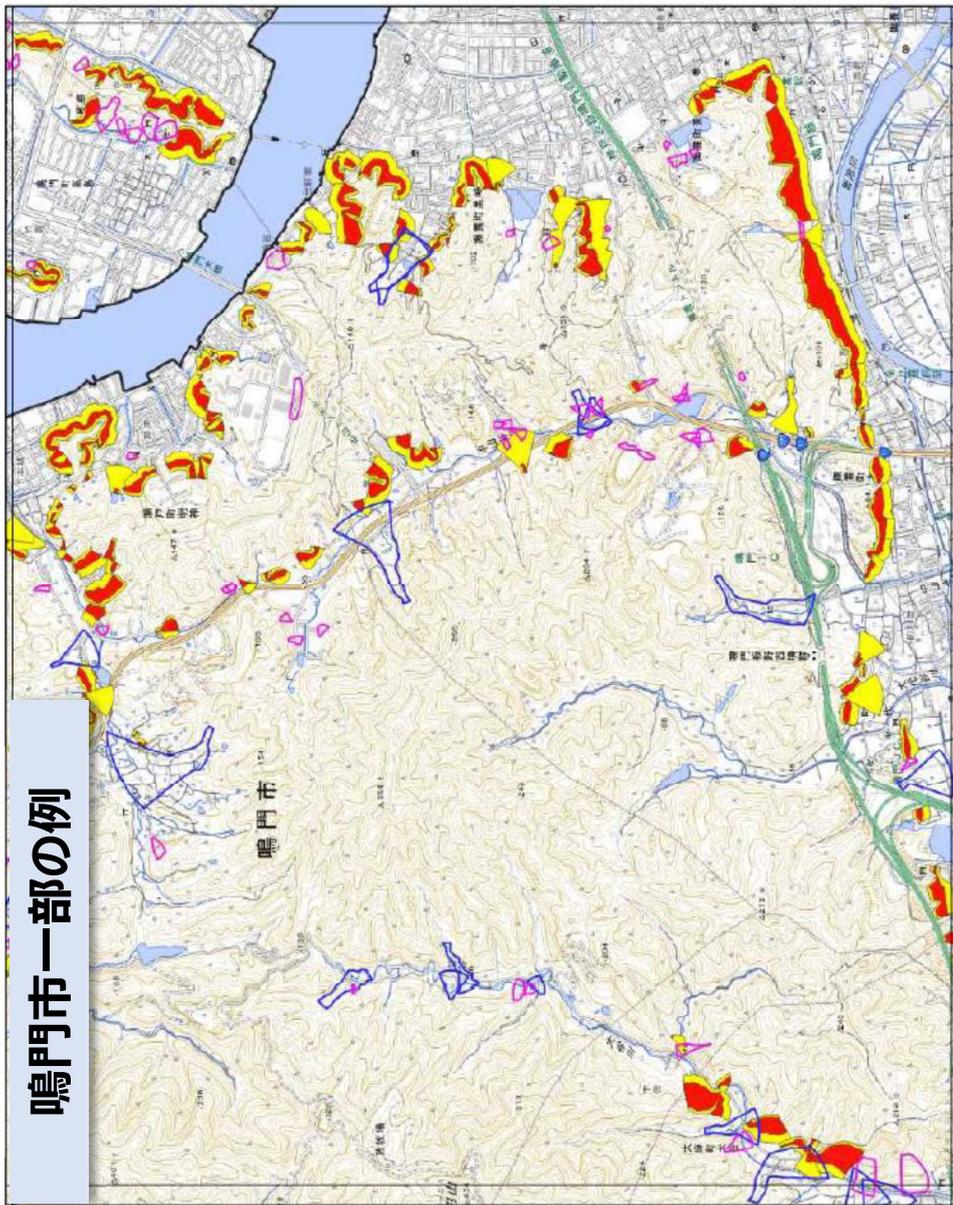
- ◆ハード整備を含めた優先調査箇所の選定・調整
- ◆現地調査立入りに先立つ地元への広報・案内
- ◆基礎調査結果の住民説明会等への協力

1. 「土砂災害警戒区域」の新たな指定に向けた取組

◆ 県HPで、新たな調査対象箇所を、

「基礎調査」の着手前に公表・周知して注意喚起

鳴門市一部の例



凡例

調査対象箇所
調査対象箇所
(土石流)

調査対象箇所
(急傾斜地の崩壊)

既指定区域(R6.12現在)

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

N 1:25,000

背景には国土地理院の地理院
地図(淡色地図)を使用

※基礎調査の結果により、土砂災害警戒区域に指定されない場合や、指定される場合でも、区域範囲が変わる可能性があります。



<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kendozukurikasen/7246490/>

↑ 県HP

2. 土砂災害防止に対する今後の取組

【情報伝達訓練】

◆「土砂災害警戒情報」の発表を想定し、**令和7年5月30日**に実施予定

気象台



県



市町村



要配慮者利用施設

・土砂災害警戒情報の発表

・土砂災害警戒情報の伝達

・避難指示の発令を検討
・要配慮者利用施設へ伝達

・避難の検討

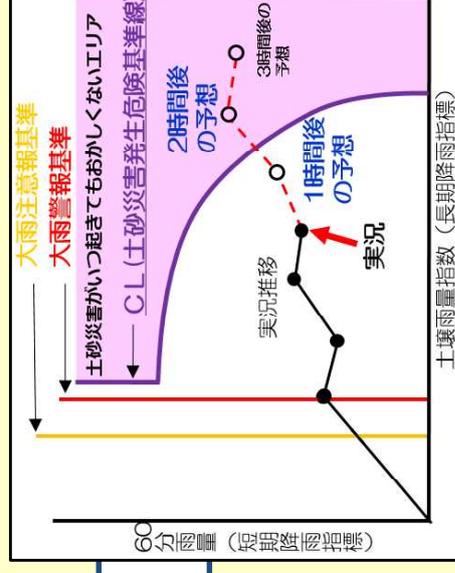
【土砂災害防止月間（6月）】

土砂災害の防止や被害軽減の重要性を認識し、県民の理解と関心を深めるため、

- ◆土砂災害警戒区域等のパトロール（県、市町村、警察、消防等）
- ◆避難訓練（市町村、要配慮者施設）
- ◆講演会や出前講座（県）
- ◆土砂災害防止啓発パネル展（県） などを実施

【土砂災害警戒情報の発表基準の見直し】

- ◆現在の発表基準の更なる精度向上のため、**令和8年5月末の運用開始**を目指し、検討業務を実施中
- ◆新基準は市町村長、有識者等の意見を踏まえて決定



下水道の浸水対策及び水道事業の水災害対策について

徳島県県土整備部 水環境整備課

「流域治水」と下水道の浸水対策

河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「**流域治水**」の考え方に基つき、気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえた**ハード対策の加速化と、ソフト対策の充実による総合的な浸水対策を推進。**

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、次の対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

- 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



下水道関係の浸水対策 ～氾濫をできるだけ防ぐための対策～

- ### ①計画降雨の事業計画への位置付け
- ・下水道で浸水被害を防ぐ目標降雨(計画降雨)を事業計画に位置付け、
 - ・施設整備の目標を明確化し、雨水貯留管等の整備を加速

②樋門等の操作規則の策定義務化

- ・下水道における樋門等の開閉に係る操作ルール策定を義務づけ、
 - ・河川から市街地への逆流を確実に防止
- 県内の下水道関係は、**すべて操作規則作成済み**

③雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大

- ・雨水出水浸水想定区域図の作成
- ・雨水出水(内水)浸水想定区域図の公表
- ・重なるハザードマップへの掲載の協力依頼

※「雨水出水浸水想定区域図」の作成(区域指定・公表)に対する補助
→ 令和7年度未まで

※ 防災・安全交付金(下水道・雨水事業関連)の重点配分項目
→ 令和8度以降は、「最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る」ことを要件化

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要 水道復旧の迅速化

【水道復旧の迅速化】

- **日本下水道事業者が、被災した水道施設（浄水場等の基幹施設）の修繕や復旧工事を地方公共団体との協定に基づき行うことができることとする。**
※ 日本下水道事業者は、地方公共団体の委託を受けて下水道施設の建設等を行う地方共同法人
- **水道事業者による水道本管復旧のための住民等の土地の立入り等を可能とする。**

【背景】 能登半島地震において、水道は、浄水場等の基幹施設や管路が甚大な被害を受け、広範囲かつ長期の断水が発生。
→ **基幹施設の修繕や復旧に関する技術力を有する団体の活用や、迅速な管路復旧の支障を除く措置が必要。**

● 日本下水道事業団法の特例

水道施設の修繕・復旧工事に係る協定を締結

水道事業者等（地方公共団体）



日本下水道事業団

※ 電気・機械、土木等の高度な技術力を活用

災害発生（水道施設が被災）

※ 能登半島地震の事例



浄水場沈没池の躯体ひび割れ



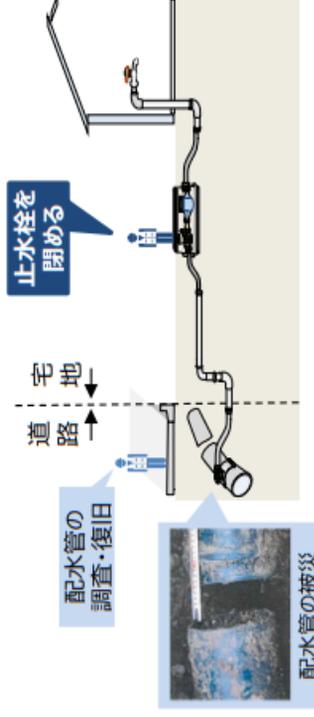
浄水場取水口の損傷

水道事業者等の委託に基づき、事業団が発生直後の修繕、
更には本格的な復旧工事まで実施可能に

● 災害時の給水装置の操作

配水管の漏水調査・復旧工事の前に
止水栓を閉める必要
（通水した際の宅内等での漏水を防ぐため）

住民等が不在でも、職員が宅地に入り
止水栓を閉めることが可能に



宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

徳島県県土整備部 都市計画課

令和7年5月1日から徳島県全域で
一定規模以上の盛土・切土・一時的堆積を行う場合は
事前に許可または届出が必要となりました！



- ・ 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- ・ 規制区域内では、過去の盛土も含めて土地所有者等がその土地を安全な状態にする必要があります。
- ・ 不動産取引を行う際、重要事項説明で盛土規制法の規制内容が説明されます。
- ・ 規制区域指定時に、許可・届出の規模以上の盛土等を行っている場合は、5月1日～22日の期間に届出が必要です。
(一時的な土石の仮置きの場合も対象となります)

許可・届出対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

○宅地を造成するための盛土・切土 ○残土処理場における盛土・切土 等

<一時的な土石の堆積>

○ストックヤードにおける土石の仮置き 等

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 盛土・切土	①盛土で高さが 1m超 の崖*を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 の崖*を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖*を生ずるもの (①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く) 盛土 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m2超 となるもの (①～④を除く) 盛土 切土
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m2超 となるもの 		⑦最大時に堆積する面積が 500m2超 となるもの 		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 盛土・切土	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの (①、②を除く) 盛土 切土 	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く) 盛土 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m2超 3,000m2超 となるもの (①～④を除く) 盛土 切土
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m2超 1,500m2超 となるもの 			⑦最大時に堆積する面積が 500m2超 3,000m2超 となるもの 	

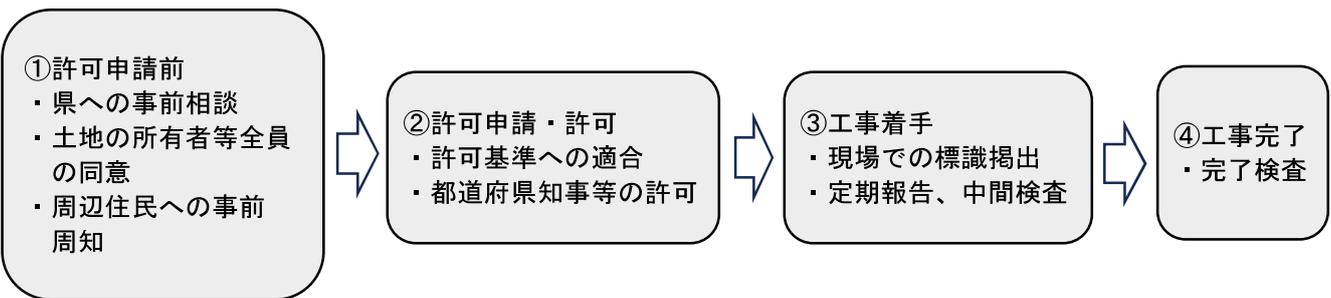
*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

徳島県の規制区域

徳島県全域で「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定されています。



許可申請前から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。（徳島市・阿南市・つるぎ町での工事は、各市町へお問い合わせください。）

相談窓口

担当	メールアドレス	連絡先
県土整備部 都市計画課 盛土防災・事前復興担当	toshikeikakuka @pref.tokushima.lg.jp	電話 088-621-2596 ファクシミリ 088-621-2869
農林水産部 森林土木・保全課 森林保全担当	shinrindobokuhozenka @pref.tokushima.lg.jp	電話 088-621-2450 ファクシミリ 088-621-2891

徳島県盛土防災
ポータルサイト



防災気象情報の改善について

徳島県地方気象台

防災気象情報の改善について（概要）

令和7年 5月
水管理・国土保全局、気象庁

- 「防災気象情報に関する検討会」の最終とりまとめ（令和6年6月）を踏まえた**新しい防災気象情報の運用を令和8年出水期から開始する予定**です。
- 新しい防災気象情報では、**住民の避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、災害発生の高まりに応じて各情報を発表**します。
- この方針のもとで、**情報名称の変更、警戒レベル4相当となる危険警報の新設、洪水関係の情報変更、気象防災速報の新設**など、現行の大雨警報・注意報などの気象庁が発表する防災気象情報が大きく変わります。

現在の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係

警戒レベル		住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

＜警戒レベル4までに必ず避難！＞

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、避難指示等の発令を判断する

主な防災気象情報（警戒レベル相当情報）

警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮書
	指定河川洪水予報 (河川毎)	洪水書 (市町村毎)	大雨浸水書 (市町村毎)		
5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水書)	大雨特別警報 (浸水書)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮特別警報
4 相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3 相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (浸水書)	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2 相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	大雨注意報	高潮注意報
1 相当					

警戒レベルとの対応関係が整理されてはいるものの、次のような課題があつてとても分かりにくい。

- 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのか非常にわかりづらい
- 警戒レベル4相当の情報がないものがある（洪水・大雨浸水）
- 特別警報と警戒レベル4になっている（高潮）
- 高潮注意報がレベル2とレベル3相当に分かれている（高潮）
- 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている（大雨警報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど）

新しい防災気象情報（R8出水期から運用開始予定）

- 防災気象情報（大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4 大雨危険警報 等）
- 情報と対応する防災行動との関係が明確に。（レベルの数字で、とるべき行動が分かる！）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	大雨浸水 低地の浸水や 小さな河川の氾濫	河川氾濫 1級河川などの 大きな河川の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 高波による浸水	住民が 取るべき行動
5	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！ > -----					
4	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
3	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
2	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
1	早期注意報				災害への心構えを高める

洪水等に関する情報の主な変更点（現行の情報）

＜現在の洪水等に関する情報＞

洪水に関する情報		左記以外の河川も含む 洪水警報等	大雨浸水に 関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	
河川数	約400河川	約1,800河川	-
発表主体	河川事務所または と気象台	河川事務所または県	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと
対象とする 主な現象	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	表面雨量指数（流域雨量指数） （解析・予測）
情報名称	5	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）
	4	氾濫危険情報	
	3	氾濫警戒情報	大雨警報（浸水害） 大雨注意報
	2	氾濫注意情報	※警戒レベル相当情報としての位置づけなし
1	早期注意情報		早期注意情報

- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置づけがない。

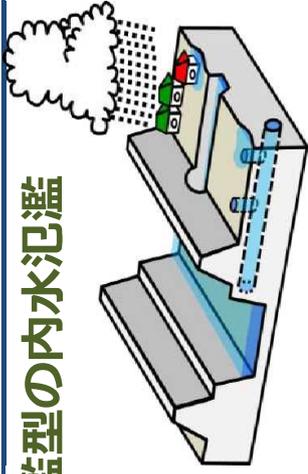
洪水等に関する情報の主な変更点

- 洪水に関する情報は、**洪水予報河川と水位周知河川の河川ごとの情報とし、これを一般向けの警報扱いとし、これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行わない。**
- 水位周知河川については、これまで河川事務所・県から提供してきた水位情報に、今後の洪水危険度の見通しも付した上で、気象台と協力して情報発表する。**(当面は国管理河川のみ)**
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨浸水に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけ。**洪水予報河川・水位周知河川以外の河川の外水氾濫についても大雨浸水に関する情報の中で一緒に扱う。** (当面は県管理の水位周知河川も大雨浸水の情報の中で扱う)

洪水に関する情報			大雨浸水に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川 <small>※当面は国管理河川のみ運用</small>	左記以外の河川も含む 洪水警報等
河川数	約400河川	約1,800河川	—
発表主体	河川事務所または 県と気象台	河川事務所または県 と気象台が協力して発表	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと
対象とする 主な現象	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫及び 洪水予報河川・水位周知河川以外の外水氾濫
発表指標	水位 (実測・予測)	水位 (実測) 流域雨量指数 (予測)	表面雨量指数・流域雨量指数 (解杆・予測)
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報
	1	早期注意情報	早期注意情報

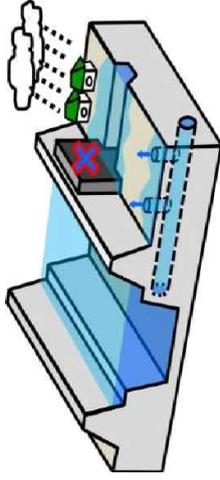
新たな大雨浸水に関する情報では、下記の通り、氾濫型の内水氾濫、湛水型の内水氾濫、その
他河川の外水氾濫を対象とします。

氾濫型の内水氾濫



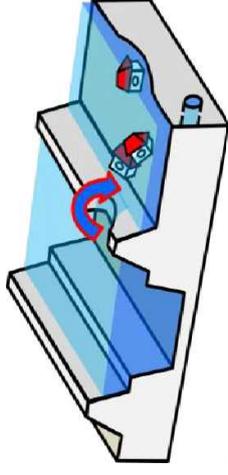
- ✓ 短時間強雨等により雨水の排水能力が追いつかず、発生する浸水。
- ✓ 河川周辺地域とは異なる場所でも発生する。

湛水型の内水氾濫



- ✓ 河川周辺の雨水が河川の水位が高くなったため排水できずに発生。
- ✓ 発生地域は堤防の高い河川の周辺に限定される。

その他河川の外水氾濫



- ✓ 河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出す。

情報発表に利用する指数

表面雨量指数

複合基準
(表面雨量指数 + 流域雨量指数)



流域雨量指数

新設されるレベル4相当情報（大雨危険警報）について

大雨危険警報は全員避難が必要となる警戒レベル4に相当する情報であることから、市町村において避難情報を発令する際に対象を絞りやすくするため、**発表対象となるエリア・河川（※）を絞りこみ**、対象において複数格子で基準を超過した場合に大雨浸水レベル4の情報を発表する予定。

※ **対象エリア**：雨水出水浸水想定区域の床上浸水相当の浸水が想定されるエリア等、内水氾濫による

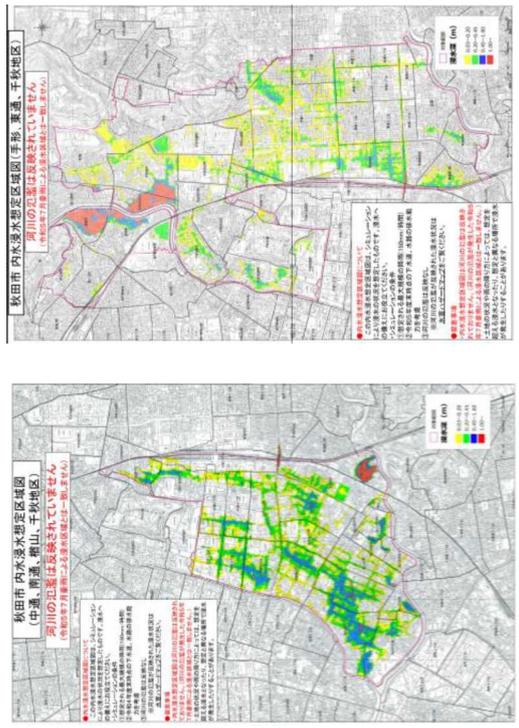
浸水により避難が必要と想定するエリア

※ **対象河川**：洪水浸水想定区域を有する河川又は自治体が避難を要する洪水を想定する河川

今後これらの選定作業を実施。今回は**対象エリア選定に必要な情報提供をお願いする**。

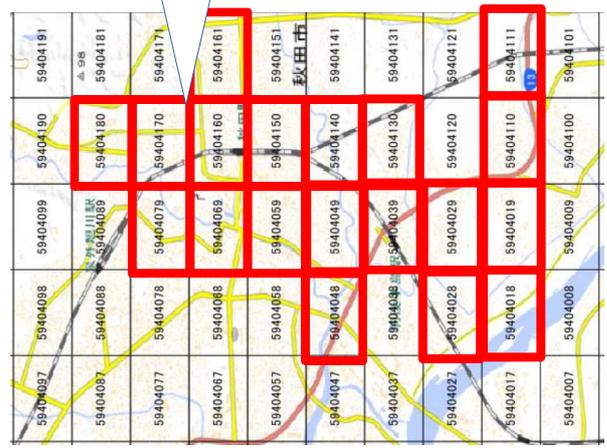
大雨浸水レベル4相当情報を発表するエリアを設定するために、「**雨水出水浸水想定区域図**」等を利用。下記は秋田市の例：秋田市の内水浸水想定区域図（想定最大規模降雨で浸水シミュレーションを実施）からこの例では、浸水深0.45m以上（※）浸水が想定される領域を含む格子を対象格子に設定。

秋田市の内水出水浸水想定区域図



濃い青色以上が0.45m以上の浸水が想定

浸水キキクル1kmメッシュのうち対象となる格子を選定



対象格子に紫が複数出現したら「大雨危険警報発表」

※「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」(令和3年7月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部作成) においては、一例として0.45m以上が床上浸水とされており、目安として利用した。床上の目安として0.5mという資料もあり、浸水深などは実情に合わせて調整

- ◆ 雨水出水浸水想定区域図のほか、内水ハザードマップや、市町村において把握されている内水による被害の発生が想定される地域等も考慮して対象領域を決定
- ◆ 雨水出水浸水想定区域図や内水ハザードマップ等の情報から、浸水が想定される地域が無い場合は、対象エリアの選定は不要。

警戒レベル4相当情報の発表対象エリアの設定にあたり、下記の情報提供をお願いしたい

- ✓ **「雨水出水浸水想定区域図」**
 - ・ 現在作成中の場合
 - ・ 未公表で内部で作成済みの場合、提供いただくことは可能か
 - ・ 気象庁側の準備のため、令和7年6月頃までにご提供頂くことは可能か
 - ・ シェープファイルについても併せて提供頂きたい

- ✓ **「内水ハザードマップ、内水浸水想定区域図」**
 - ・ 雨水出水浸水想定区域の他に、既往最大降雨、計画降雨等による内水氾濫による内水浸水想定区域図を作成されていれば提供頂きたい
 - ・ シェープファイルについても併せて提供頂きたい

- ✓ **「上記が無い場合」**
 - ・ 市町村において、大雨時に内水氾濫による避難が必要となる浸水害が発生する地域等の情報があれば提供頂きたい

✓ レベル4相当情報の内水氾濫の対象エリア選定関連

- 雨水出水想定区域等の情報提供のお願い（令和6月頃まで）
 - ↳ 今回の依頼
- 頂いた情報を基に対象エリアの選定作業（5～8月）
 - ↳ 対象エリアの選定にあたりご相談・ご調整等させて頂く予定

✓ その他河川（洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川）の対象河川選定関連※

- その他河川について、洪水浸水想定区域図を有する河川を選定する方針
- 令和7年度5月以降、防災部局、河川部局等とご調整予定

※ 県管理の水位周知河川の外水氾濫についても、令和8年度からの運用開始から当面の間（水位周知河川に関する情報で扱えるようになるまでの期間）は大雨浸水に関する情報として扱えるよう、選定する予定です。

作業にあたっては、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。